

# 比治山大学短期大学部収容定員関係学則変更届出書

令和5年4月27日

文部科学大臣 殿

学校法人 比治山学園  
理事長 木谷 健

このたび、比治山大学短期大学部の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジンヒジヤマガクエン 学校法人比治山学園								
フリガナ大学の名称	ヒジヤマダイガクタンキダイガクブ 比治山大学短期大学部								
大学本部の位置	広島県広島市東区牛田新町四丁目1番1号								
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、悠久不滅の生命の理想に向かって精進する豊かな人類愛と科学的知性を備えた人間を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	総合生活デザイン学科は、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材を社会に送り出してきたが、昨今の18歳人口の減少、全国的に短期大学の入学志願者動向の減少傾向に伴い入学定員を割り込むことが多くなったため、学生入学状況の実態に合わせて入学定員を現在の100名から70名に変更する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	総合生活デザイン学科	2年	70人 (100)	-	140人 (200)	短期大学士 (生活学)	令和6年4月 第1年次	広島県広島市東区牛田新町四丁目1番1号	
計		-	-	-					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	総合生活デザイン学科	3人 (4)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	5人 (6)	1人 (1)	36人 (36)
		計	3 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	1 (1)	- (-)
	既設	幼児教育科	4 (4)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	31 (31)
		美術科	3 (3)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	8 (8)	1 (1)	33 (33)
計	7 (7)	4 (4)	7 (7)	0 (0)	18 (18)	1 (1)	- (-)		
合計		10 (11)	6 (6)	7 (7)	0 (0)	23 (24)	2 (2)	- (-)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
			人		人		人		
	事務職員		9 (9)		59 (59)		68 (68)		
	技術職員		0 (0)		6 (6)		6 (6)		
	図書館専門職員		0 (0)		6 (6)		6 (6)		
その他の職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
計		9 (9)		71 (71)		80 (80)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	比治山大学（必 要面積15,760 ㎡）と共用				
	校 舎 敷 地	0㎡	26,071㎡	1,514㎡	27,585㎡					
	運 動 場 用 地	0㎡	18,172㎡	1,008㎡	19,180㎡					
	小 計	0㎡	44,243㎡	2,522㎡	46,765㎡					
	そ の 他	0㎡	50,915㎡	2,894㎡	53,809㎡					
合 計	0㎡	95,158㎡	5,416㎡	100,574㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	比治山大学（必 要面積9,704.23 ㎡）と共用				
		4,298.628㎡ (4,298.628㎡)	17,206.027㎡ (17,206.027㎡)	11,201.739㎡ (11,201.739㎡)	32,706.394㎡ (32,706.394㎡)					
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料	機械・器具	標本			
		冊	種	種	点	点	点			
	計		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
			(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)		
図 書 館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
		㎡								
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		㎡								
経 費 積 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当り研究費等		220千円	220千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等		1,000千円	1,000千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		図書購入費	3,800千円	3,410千円	3,410千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	設備購入費	7,000千円	6,550千円	6,550千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	上段：幼児教育科 中段：総合生活デザイン学科 下段：美術科		
		1,205千円	950千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
1,205千円		950千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金，資産運用収入，雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	比治山大学短期大学部								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	幼児教育科	年	人	年次 人	人	短期大学士 (幼児教育)	0.86	昭和45年度	広島県広島市東区 牛田新町四丁目1 番1号	
	総合生活デザイン学科	2	100	-	200	短期大学士 (生活学)	0.55	昭和42年度		
美術科	2	70	-	140	短期大学士 (美術)	1.09	昭和42年度			
大 学 の 名 称	比治山大学									
学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地		
現代文化学部	年	人	年次 人	人		倍				
言語文化学科	4	120	3年次 5	490	学士(文学)	0.91	平成6年度			
マスコミュニケーション学科	4	60	3年次 3	246	学士(文学)	0.93	平成16年度			

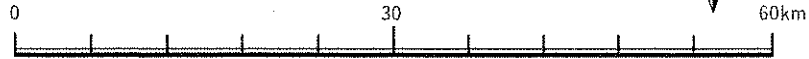
既設大学等の状況	社会臨床心理学科	4	60	3年次 5	250	学士(心理学)	1.14	平成16年度	広島県広島市東区 牛田新町四丁目1 番1号	
	子ども発達教育学科	4	70	3年次 10	300	学士(教育学)	0.82	平成21年度		
	健康栄養学部									
	管理栄養学科	4	70	3年次 5	290	学士(栄養学)	0.63	平成26年度		
	現代文化研究科									
	現代文化専攻	2	9	-	18	修士 (文学又は学術)	0.05	平成18年度		
	臨床心理学専攻	2	5	-	10	修士 (文学又は学術)	1.40	平成18年度		
附属施設の概要		名称：比治山大学短期大学部付属幼稚園 目的：幼児教育、保育者養成教育 所在地：広島県広島市東区牛田新町四丁目1番1号 設置年月：昭和43年4月 規模等：土地5,416㎡ 建物延床面積1,622.37㎡								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」, 「新設学部等の目的」, 「新設学部等の概要」, 「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず, 斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については, 共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は, 「教育課程」, 「教室等」, 「専任教員研究室」, 「図書・設備」, 「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず, 斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は, 「教育課程」, 「校地等」, 「校舎」, 「教室等」, 「専任教員研究室」, 「図書・設備」, 「図書館」, 「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず, 斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には, 実技も含むこと。
- 6 空欄には, 「-」又は「該当なし」と記入すること。

# 広島県

1:600,000  
1cm=6km



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 平30情使 第543号)」



都道府県内における位置関係の図面



最寄駅からの距離、交通機関及び  
所要時間がわかる図面

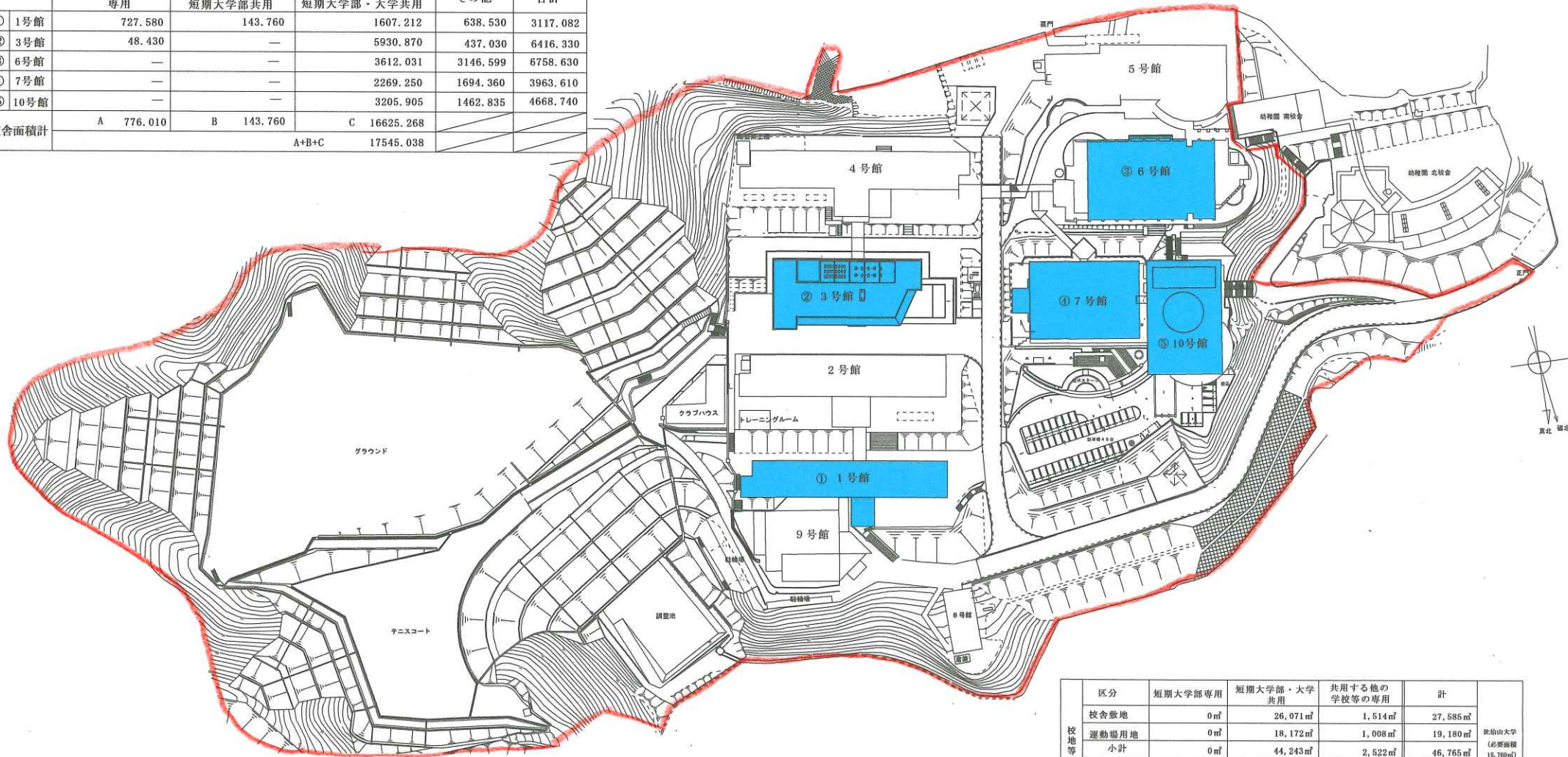
# 比治山大学・比治山大学短期大学部 校舎、運動場等の配置図

校地

■ 総合生活デザイン学科・短期大学部・大学共用

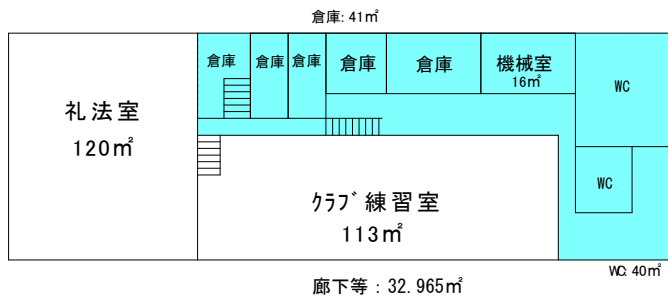
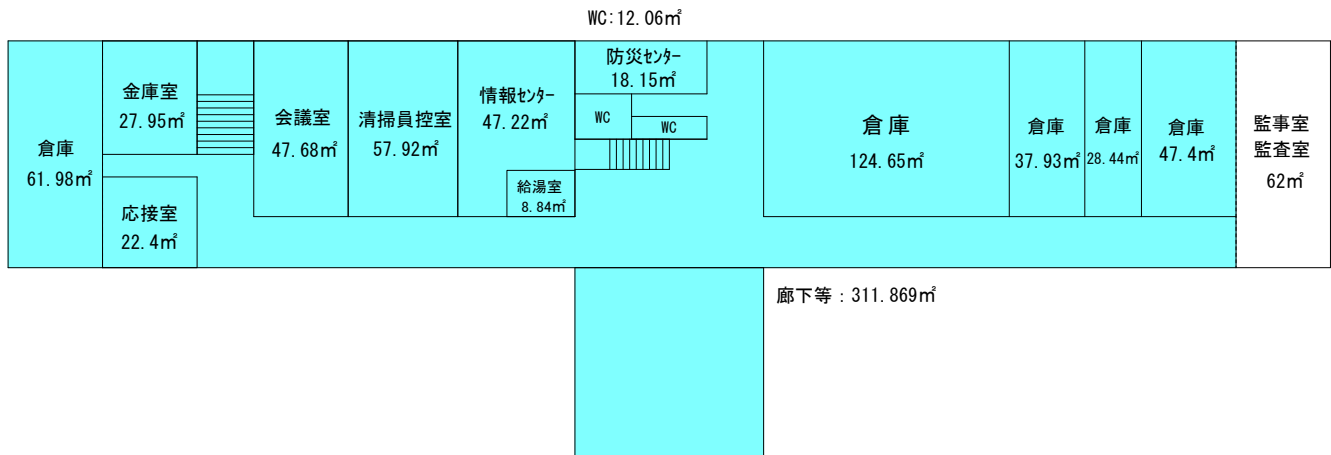
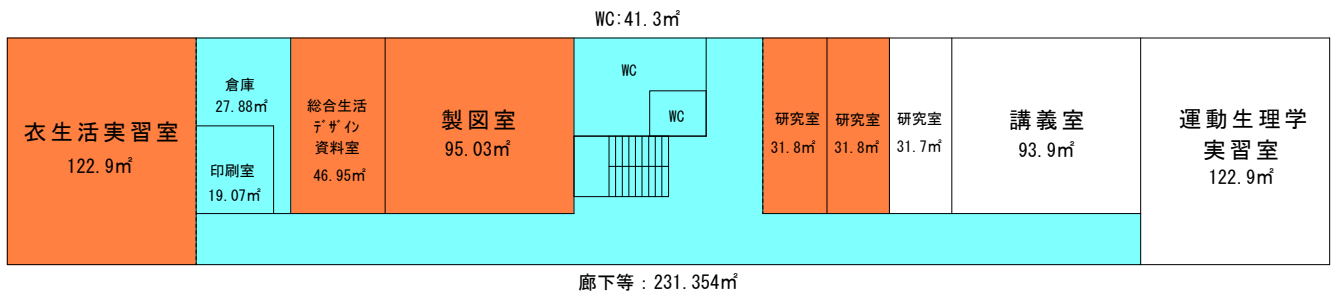
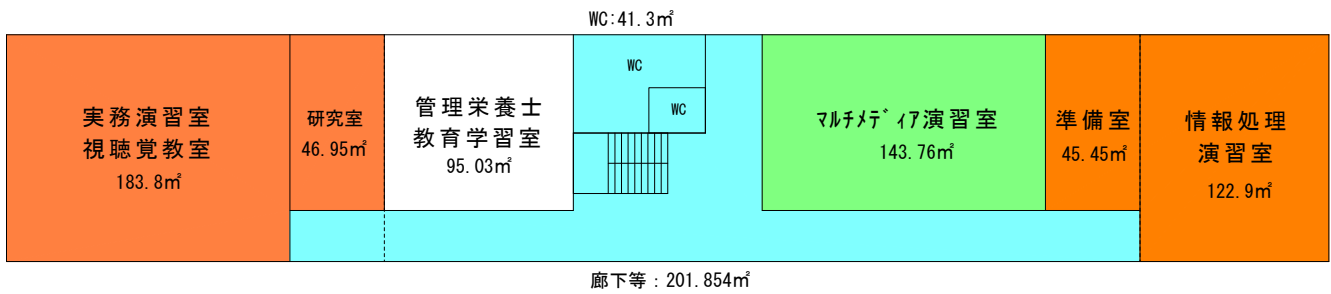
□ その他

(㎡)					
建物名	総合生活デザイン学科 専用	総合生活デザイン学科 短期大学部共用	総合生活デザイン学科 短期大学部・大学共用	その他	合計
① 1号館	727.580	143.760	1607.212	638.530	3117.082
② 3号館	48.430	—	5930.870	437.030	6416.330
③ 6号館	—	—	3612.031	3146.599	6758.630
④ 7号館	—	—	2269.250	1694.360	3963.610
⑤ 10号館	—	—	3205.905	1462.835	4668.740
校舎面積計	A 776.010	B 143.760	C 16625.268		
			A+B+C	17545.038	



区分	短期大学部専用	短期大学部・大学 共用	共用する他の 学校等の専用	計	比治山大学 (必要面積 15,760㎡) と共用
校舎敷地	0㎡	26,071㎡	1,514㎡	27,586㎡	
運動場用地	0㎡	18,172㎡	1,008㎡	19,180㎡	
小計	0㎡	44,243㎡	2,522㎡	46,765㎡	
その他	0㎡	50,915㎡	2,894㎡	53,809㎡	
合計	0㎡	95,158㎡	5,416㎡	100,574㎡	
校舎	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	比治山大学 (必要面積 9,761.25㎡) と共用
	4,298.628㎡ (4,298.628㎡)	17,206.027㎡ (17,206.027㎡)	11,201.739㎡ (11,201.739㎡)	32,706.394㎡ (32,706.394㎡)	

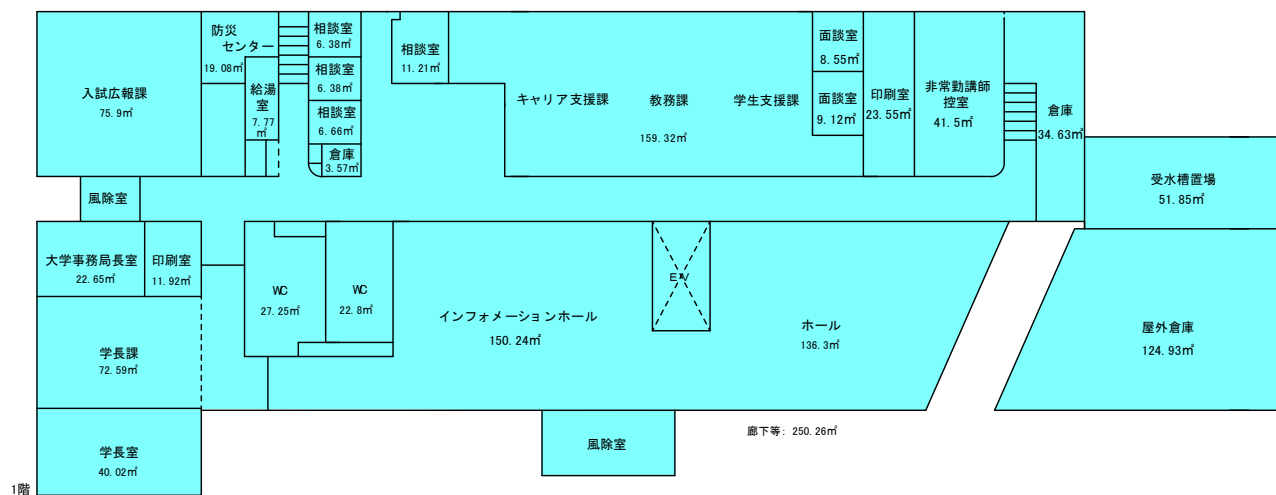
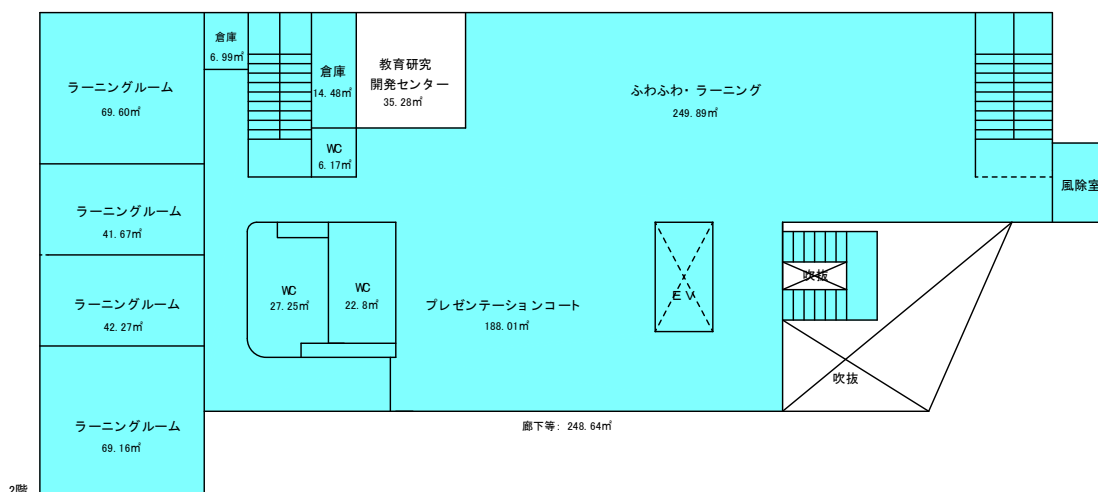
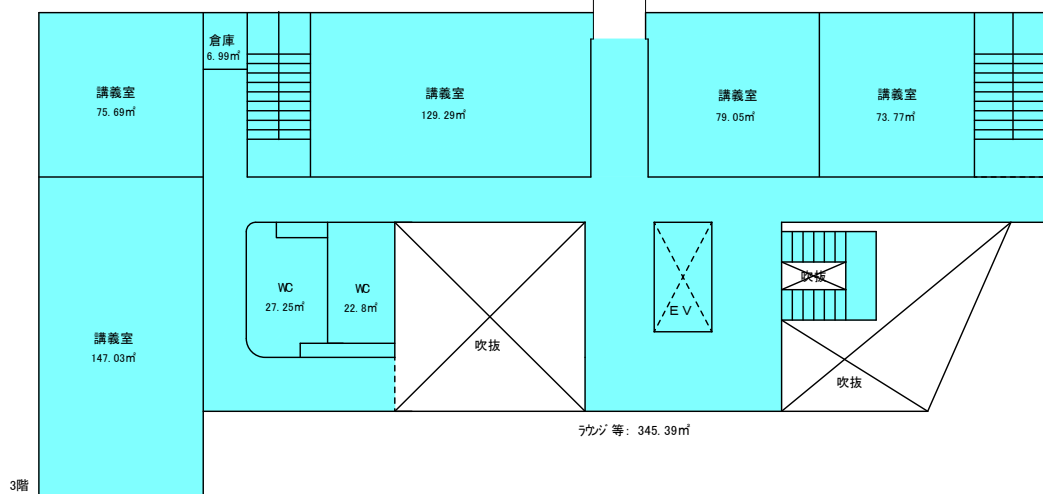
# 1号館平面図



- 総合生活デザイン学科専用 727.58㎡
- 総合生活デザイン学科・短期大学部共用 143.76㎡
- 総合生活デザイン学科・短期大学部・大学共用 1607.212㎡
- その他 638.53㎡



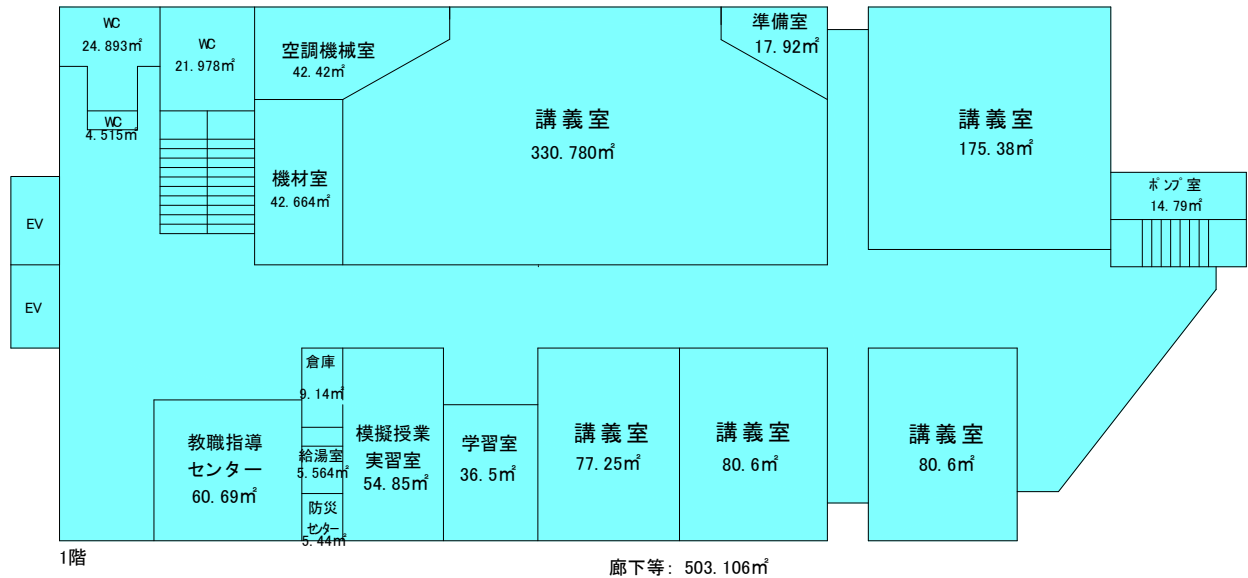
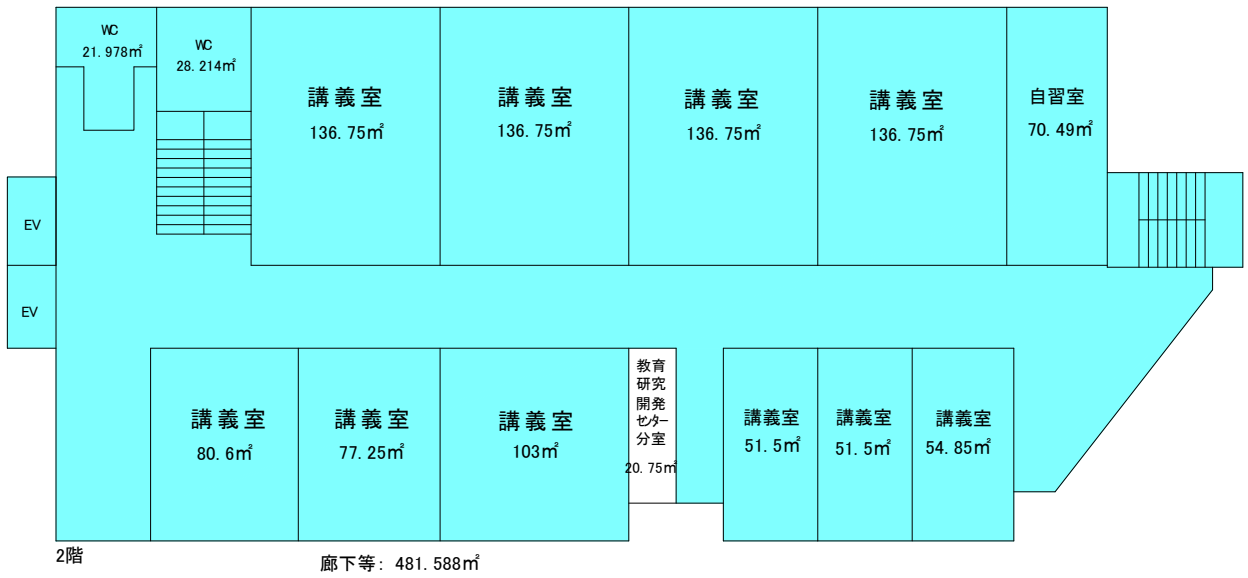
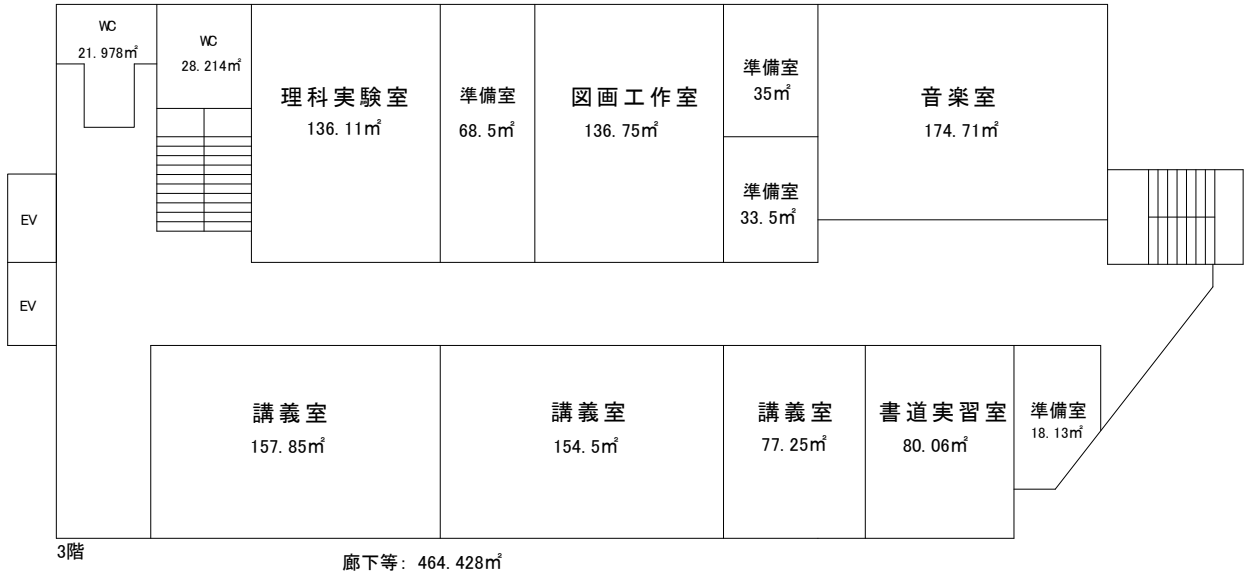
### 3号館平面図(1/2)



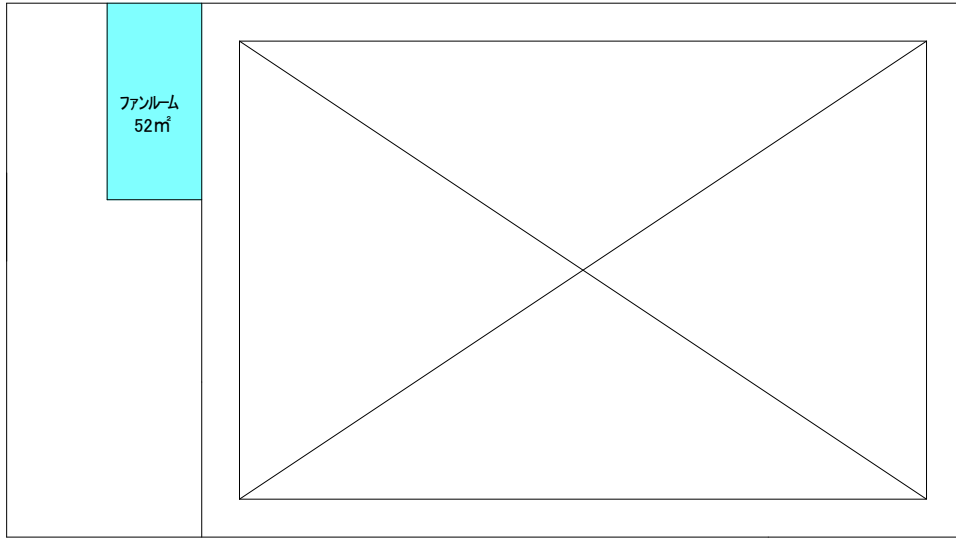
### 3号館平面図(2/2)



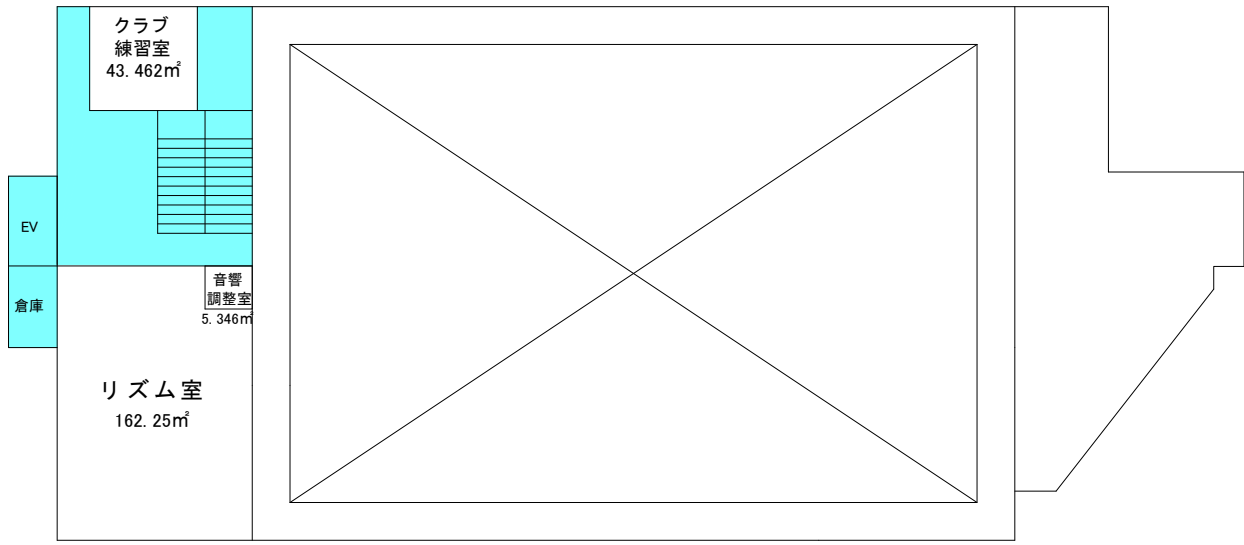
# 6号館平面図(1/2)



# 6号館平面図(2/2)



2階



5階 廊下等: 106.322㎡



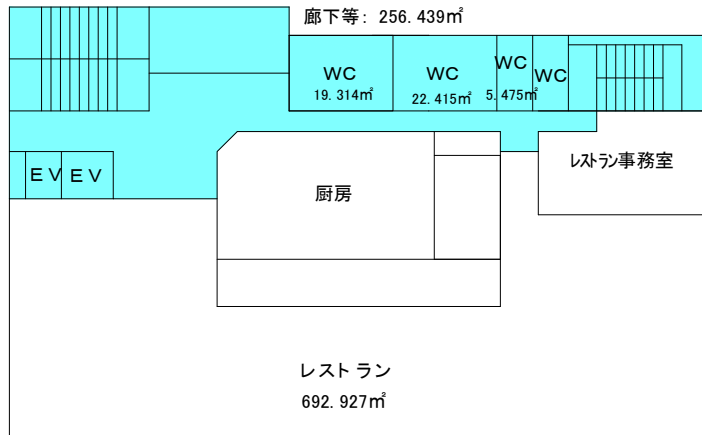
4階 廊下等: 248.759㎡

■ 総合生活デザイン学科・短期大学部・大学共用 3612.031㎡

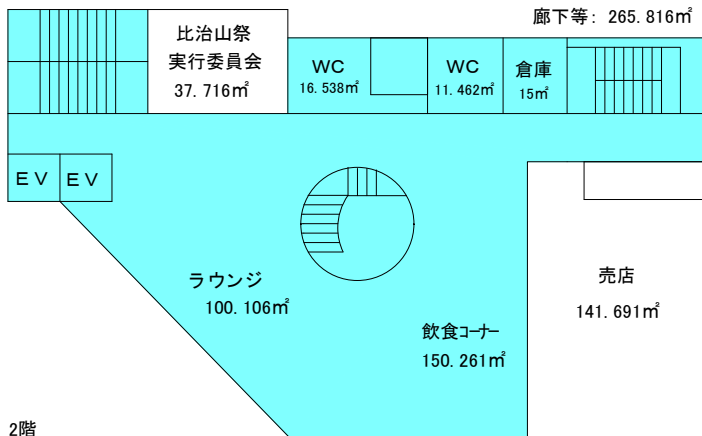
□ その他 3146.599㎡



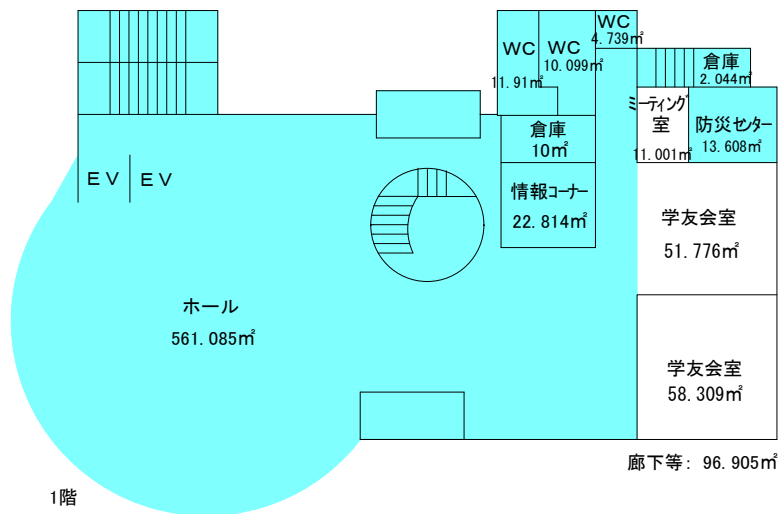
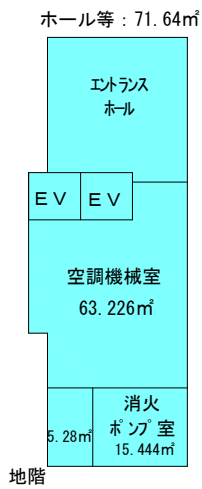
# 10号館平面図(1/2)



3階

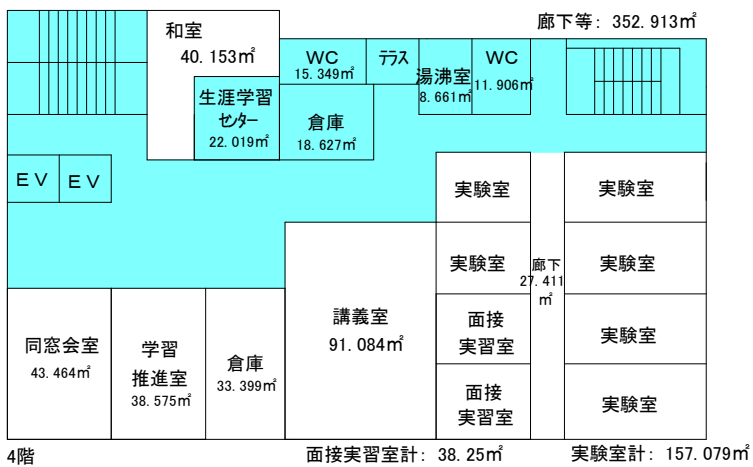
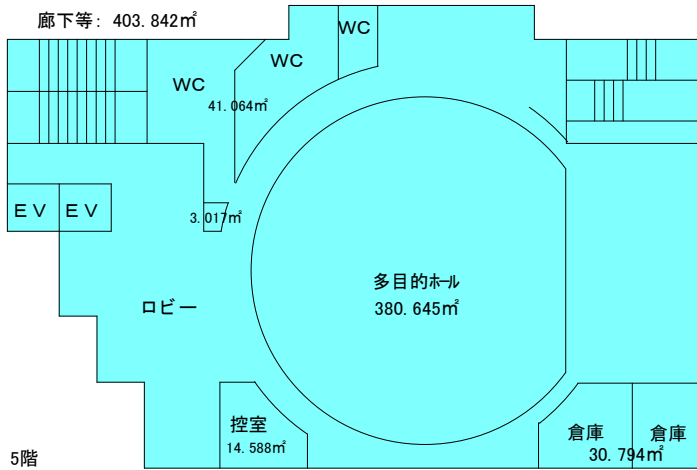
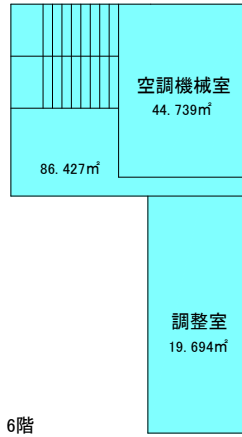


2階



1階

## 10号館平面図(2/2)



■ 総合生活デザイン学科・短期大学部・大学共用 3205.905㎡

□ その他 1462.835㎡

# 比治山大学短期大学部学則

## 第1章 総則

(目的及び使命)

**第1条** 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、悠久不滅の生命の理想に向かって精進する豊かな人類愛と科学的知性を備えた人間を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、幅広い教養と専門的な学術及び技能を修めるものとする。

(自己評価等)

**第1条の2** 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第1条の3** 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(教育研究活動等の公表)

**第1条の4** 本学は、公的教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究水準の向上を図るために、教育研究活動等に関する情報を広く社会に公表するものとする。

2 公表する情報、実施体制及び方法については、別に定める。

## 第2章 学科，学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

**第2条** 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

(学科・専攻)	(入学定員)	(収容定員)
幼児教育科	100人	200人
総合生活デザイン学科	70人	140人
美術科	70人	140人

(学科の目的)

**第2条の2** 学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。



- (1) 幼児教育科は、保育技術や知識の修得、感性・創造性・表現力の育成、カウンセリングマインドの習熟、保育観、人間観を確立することを目標にして、優れた保育技術を備え、人として尊敬される人材を育成する。
- (2) 総合生活デザイン学科は、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材を育成する。
- (3) 美術科は、「描くこと」「造ること」を基本に、多様なコースでの実習を通して、感性を磨き、創造性を育み、集中力と持続力を養い、確かな表現力で地域社会に貢献できる個性豊かな人材を育成する。

(修業年限及び在学年限)

**第3条** 本学の修業年限は2年とする。ただし、第67条の2に該当する者については別に定める。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

**第4条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第5条** 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、教授会の意見を聴いて、学期の開始日・終了日を変更することができる。

(休業日)

**第6条** 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日 4月15日

春季休業日 3月23日から4月6日まで

夏季休業日 8月1日から9月30日まで

冬季休業日

12月24日から1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業期間)

**第7条** 授業期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

#### 第4章 教育課程

(教育課程・授業科目・単位数)

**第8条** 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 3 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

- 4 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して必要があると認めるときは、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

- 5 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたもの（以下「帰国子女又は中国引揚者等子女」という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することができる。

(免許及び資格に関する科目)

**第9条** (削除)

#### 第5章 履修の方法、学習の評価、課程の修了及び卒業

(履修の方法)

**第10条** 履修の方法については、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

**第11条** 学生は、学期の当初に、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また、単位を取得することはできない。

**第11条の2** 学生は、他の学科の授業科目等を選択科目として履修することができる。

- 2 前項の履修の方法については、別に定める。

(単位取得の認定)

**第12条** 各授業科目の履修を修了した者には、認定の上単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

**第13条** 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

**第14条** 当該授業科目の履修について、学期の当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(追試験・再試験)

**第15条** 病気等やむを得ない事情により定期試験が受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。(その手続きは別に定める。)

2 定期試験で不合格があった者については、再試験を行うことがある。(その手続きは別に定める。)

(学習の評価)

**第16条** 試験等の評価は、秀、優、良、可又は不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位)

**第17条** 各授業科目の単位は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

**第17条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

**第18条** 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

**第19条** 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第20条** 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第18条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第18条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

## 第21条 削除

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

**第22条** 外国人留学生が第8条第4項に規定する授業科目の単位を修得したときは、8単位までを共通教育科目の単位に代えることができる。

- 2 前項の規定は、帰国子女又は中国引揚者等子女が第8条第5項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。
- 3 前2項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(卒業の要件)

**第23条** 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、幼児教育科66単位以上、総合生活デザイン学科64単位以上、美術科64単位以上修得しなければならない。

- 2 授業科目の区分ごとの修得単位数は、別表3のとおりとする。
- 3 第1項に規定する所定の単位のうち、第17条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は30単位を超えないものとする。
- 4 前項に関し必要な事項については、別に定める。

(免許及び資格の取得)

**第24条** 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 指定保育士養成施設卒業証明書を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定する科目及び単位を修得しなければならない。ただし、指定保育士養成施設卒業証明書を受けることのできる者は、保育士養成施設の指定を受けた入学定員100人(収容定員200人)とする。
- 3 秘書士資格認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 上級秘書士認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 5 フードコーディネーター資格認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 本学の各学科において取得できる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

(学科)	(取得できる資格及び免許)
幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状
	指定保育士養成施設卒業証明書
総合生活デザイン学科	中学校教諭二種免許状 家庭
	秘書士資格認定証
	上級秘書士資格認定証
	フードコーディネーター3級資格認定証
美術科	中学校教諭二種免許状 美術

**第24条の2** 前条の免許及び資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位)

**第25条** 本学に2年以上在学し、第23条に定める単位を修得した者に対する課程の修了及び卒業は、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。
- 3 短期大学士の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学科名	専攻分野の名称
幼児教育科	幼児教育
総合生活デザイン学科	生活学
美術科	美術

- 4 学位記の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(学位授与の取消)

**第25条の2** 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の意見を聴いて当該学位を取り消すことができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

## 第6章 入学，退学，転学，休学，留学，復学及び除籍等

(入学の時期)

**第26条** 入学の時期は，毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

**第27条** 本学に入学することができる者は，次の各号の一に該当し，かつ，本学において実施する入学者選抜試験に合格したものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

(入学の出願及び検定料)

**第28条** 本学に入学を志願する者は，本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 入学検定料は別表5のとおりとする。ただし，複数の試験を併願する場合については，別に定める。
- 3 提出の時期，方法，同時に提出すべき書類等については，別に定める。

(入学者の選抜)

**第29条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学に関する手続き及び入学許可)

**第30条** 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに本学の指定する書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

**第31条** 入学を許可された者は、保証人を定め、指定の期日までに保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

**第32条** 保証人は父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

**第33条** 保証人は、保証する学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

**第34条** 保証人が変更したとき、また転居したときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

**第35条** 第37条により本学を退学した者又は本学を卒業した者が、再入学を希望するときは、所定の様式により願い出ることとし、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 再入学に関する事項は、別に定める。

(転学)

**第36条** 他の大学へ転学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て転学することができる。

(転科)

**第36条の2** 在学中に他の学科への転科を希望する者は、所定の様式により願い出ることとし、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 転科を許可された者の履修方法は、別に定める。

(退学)

**第37条** 退学しようとする者は、所定の様式により学長に届け出て退学することができる。

(休学)

**第38条** 疾病その他やむを得ない事情により、3か月以上修学することができない場合で休学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て休学することができる。

2 疾病による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学の期間は1年以内とし、特別の事由がある場合は、引き続き休学の継続を届け出ることができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。



4 休学の期間は、在学年数に通算しない。

(留学)

**第39条** 外国の短期大学又は大学で学修することを志願しようとする者は、所定の様式により願出することとし、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第3条第1項に定める修業年限に通算することができる。

3 外国の短期大学又は大学で修得した単位については、第18条の規定による。

(復学)

**第40条** 休学期間中にその事由が消滅し、休学期間を短縮して復学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て復学することができる。

2 復学の時期は学期始めとする。

(除籍)

**第41条** 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第38条第3項に定める休学期間を超えてもなお就学できない者
- (3) 授業料の納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第3号に定める除籍に関する事項は、別に定める。

(復籍)

**第41条の2** 前条第1項第3号の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、所定の様式により願出することとし、学長がこれを決定する。

## 第7章 授業料，入学料，その他の費用

(入学料)

**第42条** 入学料は、別表5のとおりとする。

2 入学料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(授業料)

**第43条** 授業料は、別表5のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者の授業料については別に定める。

2 前項に規定する授業料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(その他の費用)

**第44条** 入学料、授業料のほか、実験実習費その他教育に必要な費用は、別表5のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者のその他の費用については別に定める。

2 前項に規定する納付金の納入に必要な手続等については別に定める。

(退学等の場合の授業料等)

**第45条** 退学若しくは転学した者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

**第46条** 休学期間中は、授業料等を免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

(留年者及び学年の途中で卒業する場合の授業料等)

**第46条の2** 留年者の授業料等については、別に定める。

(授業料等納付金の還付)

**第47条** 納入した授業料等の納付金は、返還しない。ただし、第46条に該当する者については、この規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学学期の開始前までに入学を辞退した場合は、授業料、実験実習費及び施設設備費を返還することができる。

## 第8章 教職員組織

(教職員)

**第48条** 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 本学に、短大部長を置き、教授をもって充てる。

3 本学に、図書館長を置く。

4 本学に、事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

5 前各項に規定する者のほか、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

(教職員の職務)

**第49条** 教職員の職務は、学校教育法第92条及び第114条の定めるところによる。

## 第9章 教授会

(教授会)

**第50条** 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

**第51条** 教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

**第52条** 短大部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、短大部長に事故があるときは、あらかじめ短大部長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

**第53条** 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(所掌事項)

**第54条** 教授会においては、本学の教育研究に関し、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短大部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。

3 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(代議員会等)

**第55条** 教授会に、審議機関として学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第143条に規定された代議員会等を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 専攻科

(専攻科)

**第56条** 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

美 術 専 攻

(目的)

**第57条** 専攻科は、短期大学学科の基礎の上に、特別の専門課程による教授を行い、その研究を指導することを目的とする。

**第57条の2** 美術専攻は、短期大学で修得した知識と技術の上に、より高度な専門的知識と技術を修得し、広く深く美術の世界を切り開くたくましい創造力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

**第58条** 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者については別に定める。

(専攻)	(修業年限)	(在学年限)
美 術 専 攻	1 年	2 年

(学生定員)

**第59条** 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

(専攻)	(入学定員)	(収容定員)
美 術 専 攻	1 5 人	1 5 人

(開設授業科目及びその単位数)

**第60条** 専攻科に関する開設授業科目及びその単位数は、別表4のとおりとする。

(修了の要件)

**第61条** 専攻科を修了するためには、前条に定めた開設授業科目の中から、26単位を修得しなければならない。

(入学の要件)

**第62条** 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができるもの
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) 本学専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（課程の修了）

**第63条** 専攻科において所定の期間修業し、所要の単位を修得した者に対する課程の修了は、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

- 2 前項により修了した者には、修了証書を授与する。
- 3 修了証書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（入学検定料、入学料及び授業料等）

**第64条** 入学検定料、入学料、授業料、実験実習費及びその他教育に必要な費用は、別表6のとおりとする。

- 2 前項に規定する授業料等の納入方法等必要な事項は別に定める。また、入学料については、本学卒業者はこれを免除する。

（その他の事項）

**第65条** 専攻科に関し、本章に定める以外の事項は、本学則の定めるところによる。

**第11章** 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、外国人留学生及び長期履修学生  
（科目等履修生）

**第66条** 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の認定については、第12条の規定を準用する。
- 3 その他、科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

（研究生）

**第66条の2** 本学において、特定の研究題目について研究を希望する者があるときは、本

学の教育に支障がない限りにおいて選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

**第66条の3** 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該大学又は短期大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

**第67条** 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上入学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

**第67条の2** 事情により、第3条第1項及び第58条に規定する修業年限を超えて、一定の期間にわたる計画的な授業科目の履修を目的として本学に入学を志願する者があるときは、選考の上入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された学生は、長期履修学生と称する。

3 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞罰

(表彰)

**第68条** 学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

**第69条** 本学の学則若しくは諸規程に違反し、又は学生としての本文に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第13章 公開講座

(公開講座の開設)

**第70条** 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

#### **第14章 図書館**

(図書館)

**第71条** 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

#### **第14章の2 教育施設**

(教育施設)

**第71条の2** 本学に、学習、生活訓練及び研修等の教育施設として、からまつ学寮を置く。

2 前項の施設に関する必要な事項は、別に定める。

#### **第15章 厚生施設**

(厚生施設)

**第72条** 本学に厚生施設として、学生相談室、就職相談室、保健衛生室及び食堂等を置く。

2 前項の各施設に関する必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和49年度前の入学生について第8条、第9条、第19条第2項並びに第38条、第40条の改正規定は適用しない。

**附 則**

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度前の入学生について第8条第1項（別表1）並びに第43条第1項の改正規定は適用しない。

**附 則**

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度前の入学生について第8条第1項（別表1）並びに第42条第1項及び第43条第1項の改正規定は適用しない。

**附 則**

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年度前の入学生について第42条第1項及び第43条第1項の改正規定は適用しない。



### 附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成2年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第9条第2項（別表2）、第23条第1項並びに同条第2項（別表3）及び第43条第1項の改正規定は適用しない。

### 附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年度前の入学生については、第43条第1項の改正規定は適用しない。
- 2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国 文 科	230人	430人	230人	460人	200人	430人
幼児教育科	100	200	100	200	100	200
家 政 科						
家政専攻	155	275	155	310	120	275
被服専攻	55	105	55	110	50	105
美 術 科	90	160	90	180	70	160
計	630	1,170	630	1,260	540	1,170

### 附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第25条第3項の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- 2 平成4年度前の入学生については第43条第1項及び幼児教育科と家政科については、第8条第1項（別表1）、幼児教育科については第23条第1項並びに同条第2項（別表3）の改正規定は適用しない。

### 附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第23条第1項並びに同条第2項（別表3）及び第43条第1項（別表5）の改正規定は適用しない。

### 附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第9条の2、第23条第1項及び同条第2項（別表3）、

第24条第4項の改正規定は適用しない。

- 2 家政科の家政専攻及び被服専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成3年4月1日施行の学則につき、附則第2項に規定する期間を付しての収容定員増加に関する表は、家政科の学科名称変更により、家政科は生活学科、家政専攻は生活科学専攻、被服専攻は生活文化専攻とする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科						
生活科学専攻	155人	275人	155人	310人	120人	275人
生活文化専攻	55	105	55	110	50	105

#### 附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年度前の入学生については、幼児教育科、家政科及び美術科については第43条第1項（別表第5）及び第44条第1項（別表第5の施設設備費の額）並びに美術科については、第8条第1項（別表第1）の改正規定は適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表5及び別表6の入学検定料の改正については、平成7年度入学に係る入学志願のときから適用する。
- 2 平成7年度前の入学生については、別表1、別表3及び別表5の改正規定は適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成7年5月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度前の入学生については、第24条、第61条、別表1及び別表4から別表6の改正規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日施行の学則附則第2項に規定する期間を付しての収容定員増加に関する

る表は、国文科の廃止に伴い当該学科の項目は削除するものとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度前の入学生については、第9条の3、第23条、第24条第5項及び第7項、別表1、別表2-2、別表2-3、別表3、別表5及び別表6の改正規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度前の入学生については、別表1、別表2-2、別表2-4、別表3、別表5、別表6の改正規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度前の入学生については、別表1、別表2-3及び別表5の改正規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 各学科別の入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間においては次のとおりとする。

年度 学科	12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育科	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
生活学科	170	380	170	340	170	340	170	340	170	340
美術科	78	168	76	154	74	150	72	146	70	142

- 3 生活学科の生活科学専攻及び生活文化専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項、同条第2項、第19条第2項、第20条第1項、及び同条第3項の改正規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成12年度前の入学生については、別表1、別表2-1及び別表2-2の改正規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度前の入学生については、別表1の改正規定は適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度前の入学生については、別表1及び別表2-5の改正規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度前の入学生については、別表1及び別表2-2の改正規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度前の入学生については、別表1の改正規定は、適用しない。
- 3 生活学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則（平成15年10月20日改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年1月27日改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、平成16年1月27日から施行する。
- 2 第24条第2項の改正規定は、平成15年11月29日から適用する。
- 3 平成16年度前の入学生については、第16条、第23条、別表1、別表2-2及び別表3の改正規定は、適用しない。

#### 附 則（平成16年7月30日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度前の入学生については、第16条の改正規定は、適用しない。

#### 附 則（平成17年1月18日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度前の入学生については、第24条、別表1、別表2及び別表4も改正規定は、適用しない。

**附 則**（平成17年11月21日改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第25条及び第25条の2の改正規定は、平成17年11月21日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 平成18年度前の入学者については、別表1、別表3及び別表4の改正規定は、適用しない。

**附 則**（平成18年2月16日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年5月30日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年12月21日改正）

この学則は、平成18年12月21日から施行し、平成18年度資格取得者から適用する。

**附 則**（平成19年3月23日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年12月6日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度前の入学生については、第24条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年1月22日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度前の入学生については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年2月22日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年1月27日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度前の入学生については、改正後の第22条、第24条、別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年9月24日改正）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年12月17日改正）

この学則は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則**（平成23年1月31日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以降入学した者に適用する。

**附 則**（平成23年3月25日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年7月27日改正）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年12月16日改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度前の入学生については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の第24条、別表1、別表3及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月27日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度前の入学生については、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月18日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度前の入学生については、改正後の第24条第9項、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「比治山大学レクリエーション・インストラクターの資格取得に関する規程（平成16年4月1日施行）」は、この学則の施行期日をもって廃止する。

附 則（平成27年3月27日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度前の入学生については、別表5又は別表6の改正規定は適用しない。

附 則（平成27年9月15日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度前の入学生については、改正後の第46条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年2月10日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 専攻科栄養専攻は、改正後の第56条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に在籍するものが当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成28年度前の入学生については、改正後の第56条、第57条の2、第58条、第59条、第61条、別表第4、別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成28年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 平成29年度前の入学生については、改正後の第58条、第67条の2、別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年2月10日改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年2月8日改正）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度前の入学生については、改正後の第24条、第25条及び別表1、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年2月9日改正）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年7月27日改正）

この学則は、平成30年7月27日から施行する。

**附 則**（平成30年3月26日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、別表5及び別表6の改正規定は適用しない。

**附 則**（平成30年5月25日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の別表4の規定にかかわらず、なお従前の



例による。

**附 則**（平成30年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の第24条第9項、別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年2月8日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年10月25日改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年12月13日改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度前の入学生については、改正後の第24条第4項から第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年5月27日改正）

この学則は、令和2年5月27日から施行する。

**附 則**（令和2年12月11日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の第8条、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、第10条、第11条の2、第22条、同条第2項、第24条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。ただし、第24条第5項及び同条第7項の資格の名称については、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年12月22日改正）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和4年7月22日改正）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度前の入学生については、改正後の別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年3月23日改正）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度前の入学生については、改正後の第2条、第24条第5項、第24条第6項、別表1、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1 (第8条関係)

## 学科に関する開設授業科目及びその単位数

学科	科目区分	授業科目名	単位数		備考		
			必修	選択			
全学科	比治山ベリシック科目	スタートアップ	初年次セミナー	2		必修2単位	
		キャリア形成	キャリアデザイン入門	2		必修を含め2単位以上	
			インターンシップA		1		
			インターンシップB		2		
		日本語	日本語リテラシー	1		必修を含め1単位以上	
			日本語表現		1		
		外国語	英語リテラシー	1		必修を含め1単位以上	
			英語		1		
			英会話Ⅰ		1		
			英会話Ⅱ		1		
			中国語Ⅰ		1		
			中国語Ⅱ		1		
			韓国語Ⅰ		1		
		情報	韓国語Ⅱ		1		
	情報リテラシー		1		必修を含め3単位以上		
	データサイエンス入門		2				
	データサイエンス演習			2			
	共通教育科目	学際総目	人間と生命(比治山学)	2		必修を含め4単位以上	
			ひろしま学		2		
			複合領域研究		4		
		教養科目	言語学		2		
			文学		2		
			歴史学		2		
			哲学		2		
			芸術学		2		
			教育学		2		
			経営学		2		
			社会学		2		
			観光学		2		
			心理学		2		
			保健学		2		
		係資格目関	生理学		2		
			栄養学		2		
日本国憲法				2			
ウエルネス論				2			
スポーツ				1			
	計		11	52			

学 科	領 域 分 野	授業科目名	単 位 数		備 考	
			必 修	選 択		
幼 児 教 育 科	保 育 の 本 質 ・ 目 的 の 理 解	教育基礎論		2	保育者論・社会福祉・子ども家庭福祉・教育心理学・教育方法論より6単位以上を修得すること。	
		保育者論		2		
		社会福祉		2		
		子ども家庭福祉		2		
		子ども家庭支援論		2		
		保育原理Ⅰ		2		
		保育原理Ⅱ		2		
		社会的養護Ⅰ		2		
		保 育 の 対 象 の 理 解	教育心理学			2
			保育の心理学			2
			子ども家庭支援の心理学			2
			子ども理解の理論と方法			1
			子どもの保健			2
			子どもの食と栄養			2
		保 育 の 内 容 ・ 方 法 の 理 解	教育課程論			2
			教育方法論			2
			保育内容総論			1
			領域健康の基礎			1
			領域人間関係の基礎			1
			領域環境の基礎			1
			領域言葉の基礎			1
	領域表現の基礎A			1		
	領域表現の基礎B			1		
	領域健康の指導法			1		
	領域人間関係の指導法			1		
	領域環境の指導法			1		
	領域言葉の指導法			1		
	領域表現の指導法A			1		
	領域表現の指導法B			1		
	保育内容(総合表現)Ⅰ			1		
	保育内容(総合表現)Ⅱ			1		
	特別支援教育(保育)			2		
	社会的養護Ⅱ			1		
	教育相談			2		
	乳児保育Ⅰ			2		
	乳児保育Ⅱ			1		
	子どもの健康と安全			1		
	子育て支援		1			
	音楽ベーシックⅠ		1			
	音楽ベーシックⅡ		1			
	保 育 の 実 践 と 研 究	幼稚園教育実習事前・事後指導		1		
		幼稚園教育実習		4		
		保育実習指導Ⅰ		2		
保育実習指導Ⅱ			1			
保育実習指導Ⅲ			1			
保育実習Ⅰ			4			
保育実習Ⅱ			2			
保育実習Ⅲ			2			
保育・教職実践演習(幼稚園)			2			

幼児教育科	専門教育	実践と育の 研究の 究実	総合演習	2		
			特別研究Ⅰ	1		
			特別研究Ⅱ	1		
	卒業研究	2				
	計			12		71
学 科	領 域 分 野		授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
総合生活デザイン学科	専門教育科目	共通専門科目	ゼミナール	総合生活デザイン演習Ⅰ	2	
				総合生活デザイン演習Ⅱ	2	
				総合生活デザイン演習Ⅲ	2	
			生活	メイクアップ演習	1	
				パーソナルカラー演習	1	
				ネイルアート演習	1	
				ライフプラン	2	
				保育学	2	
				生活経営学	2	
				人間関係論(含家族関係)	2	
			キャリア	秘書実務	2	
				プレゼンテーション	2	
				ビジネス実務基礎	2	
				秘書学入門	2	
				接遇演習	2	
				秘書総合演習	2	
				おもてなし論	2	
				簿記入門	2	
				医療事務Ⅰ	2	
				医療事務Ⅱ	2	
				医療事務Ⅲ	1	
				検定トライアル	2	
				チャレンジプログラムⅠ(就業体験)	1	
			チャレンジプログラムⅡ(ボランティア)	1		
			情報発信	ファッションビジネストレンド	2	
				フードビジネストレンド	2	
				インテリアビジネストレンド	2	
				社会調査	2	
				企画・マーケティング	2	
				SNSリテラシー	1	
				Webデザイン基礎	1	
				SNS情報発信演習	1	
			デジタル映像演習	1		
			衣の分野	ファッション造形実習	1	
				衣生活論	2	
				ファッションデザイン	2	
				ファッションコーディネート	2	
				ブライダル入門	2	
				ブライダル概論	2	
				ブライダル演習	2	
			食の分野	食生活実習	1	
				栄養学	2	
				フードデザイン	2	
				食生活論	2	
				食品学	2	
				フランス料理実習	2	
			フードコーディネート	2		
選択専門科目	食の分野	フランス料理実習	2			
		フードコーディネート	2			

			インテリアデザイン実習		1		
			空間表現		2		
		住の分野	インテリアコーディネート		2		
			CAD演習		2		
			住生活論		2		
			住・インテリア計画		2		
			住・インテリア設計製図		1		
			卒業研究	卒業研究	2		
			計	31	65		
学 科	領 域 分 野		授業科目名	単 位 数		備 考	
				必 修	選 択		
美術科	専門教育科目	学科内共通科目	基礎実習科目	絵画・マンガ	2	6単位以上	
				デザイン・映像	2		
				工芸	2		
				造形演習Ⅰ	2		
				立体	1		
			美術理論系科目	美術史Ⅰ	2		8単位以上
				美術史Ⅱ	2		
				美術基礎論	2		
				色彩学	2		
				アート・プロデュース	2		
				デザイン・造形論Ⅰ	2		
				デザイン・造形論Ⅱ	2		
		作品研究		2			
		マンガ・アニメーション論		2			
		美術史演習		2			
		マンガ持込み演習	2				
		CG系科目	CG演習Ⅰ	2	CG演習Ⅰ, CG演習Ⅱのいずれか1科目を選択必修		
			CG演習Ⅱ	2			
			映像CG演習	2			
			3DCG演習	2			
			ゲーム・キャラクターデザイン演習Ⅰ	2			
			ゲーム・キャラクターデザイン演習Ⅱ	2			
			WEBデザイン演習	2			
		コース専門科目	造形表現A	2			
			造形表現B	2			
			造形演習Ⅱ	2			
			平面・素材表現	2			
			ビジュアル表現	2			
			特別制作	2			
			日本画Ⅰ	4			
			日本画Ⅱ	4			
			洋画Ⅰ	4			
			洋画Ⅱ	4			
			工芸デザインⅠ	4			
			工芸デザインⅡ	4			
			マンガ・キャラクターⅠ	4			
マンガ・キャラクターⅡ	4						
映像・アニメーションⅠ	4						
映像・アニメーションⅡ	4						
グラフィックデザインⅠ	4						
グラフィックデザインⅡ	4						
	卒業制作	卒業制作	2				
		計	10	97			

別 表 2 (第9条関係) (削除)

別表 3 (第23条関係)

## 卒業に必要な単位数

授業科目の区分	学科	幼児教育科	総合生活 デザイン学科	美術科
共通教育科目		13単位		
専門教育科目		40単位 (必修・選択)	必修29単位を含め 38単位	34単位
卒業研究・制作		2単位	2単位	2単位
合計		66単位	64単位	64単位

別表 4 (第60条関係)

学科・専攻	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専攻科 美術専攻	美術特論		2	
	現代美術演習		1	
	実地研修A		2	
	実地研修B		2	
	展示研究I		2	
	展示研究II		2	
	専攻制作A I		2	
	専攻制作A II		2	
	専攻制作B I		2	
	専攻制作B II		2	
	専攻制作C I		2	
	専攻制作C II		2	
	表現研究I		2	
	表現研究II		2	
	特別演習ゼミ I	1		
	特別演習ゼミ II	1		
修了制作	4			
計	6	27		

別表 5 (第28・42・43・44条関係)

学科	入学検定料	入学料	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)
幼児教育科	(15,000円)	230,000円	750,000円	200,000円
	30,000円			
総合生活 デザイン学科	(15,000円)	230,000円	750,000円	200,000円
	30,000円			
美術科	(15,000円)	230,000円	850,000円	200,000円
	30,000円			

(注) 「入学検定料」欄の ( ) 内は、大学入学共通テスト利用選抜に適用する。

別表 6 (第64条関係)

専攻科に関する入学検定料，入学料，授業料等

専攻	入学検定料	入学料	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)
美術専攻	30,000円	115,000円	850,000円	100,000円



別記様式第1号（第25条関係）

割 印
第 号
卒 業 証 書 学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学〇〇〇〇学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを 認め短期大学士（〔専攻分野〕）の学位を 授与する
年 月 日
比治山大学短期大学部学長〇〇〇〇
印

別記様式第2号（第63条関係）

割 印
第 号
修 了 証 書
氏 名
年 月 日生
本 学 専 攻 科 に お い て 〇 〇 〇 〇 専 攻 の 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 す る
年 月 日
比治山大学短期大学部学長〇〇〇〇
印

## 学則の変更事項を記載した書類

### 1 変更の事由

- ・18歳人口の動向, 広島県内進学状況, 総合生活デザイン学科の定員確保状況等を踏まえ, 入学定員数及び収容定員数を削減し規模を適正化する。
- ・教養教育科目については, 「令和6年度カリキュラムに関する基本方針」に基づき, 授業科目の精選・統合を行うと同時に, 「主体的な学び」を推進させる PBL・探究的な学習などを取り入れた文理融合科目を導入するなど, 学修者本位の教育を一層進めるように改正する。
- ・総合生活デザイン学科の教育課程については, 「令和6年度カリキュラムに関する基本方針」及び授業に対する学生の要望等を踏まえて, 総合生活デザイン学科の教育目的とディプロマポリシーに一層適合するよう改正する。

### 2 変更点について

- ・収容定員について, 総合生活デザイン学科において, 現在 200 名のところを, 140 名に変更する。これに伴い, 入学定員は現在 100 名のところを, 70 名に変更する。
- ・短期大学の共通教育科目の一部改正。
- ・総合生活デザイン学科の専門教育科目の一部改正。
- ・令和6年度からの総合生活デザイン学科の教育課程のうち, 観光に関連する授業科目の削除に伴い, 観光実務士認定証の取得を削除する。

### 3 変更の時期について

- 令和6年4月1日施行とする。令和6年度入学者の入学手続きから適用する。

変更部分の新旧対照表

教育課程の編成（比治山大学短期大学部）について、比治山大学短期大学部学則の一部を次のとおり改正する。

（下線は改正部分）

改 正 案	現 行																								
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章</b> 学科，学生定員及び修業年限 （学科及び学生定員）</p> <p><b>第 2 条</b> 本学において設置する学科及びその学生定員は，次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">（学科・専攻）</th> <th style="text-align: center;">（入学定員）</th> <th style="text-align: center;">（収容定員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児教育科</td> <td style="text-align: center;">1 0 0 人</td> <td style="text-align: center;">2 0 0 人</td> </tr> <tr> <td>総合生活デザイン学科</td> <td style="text-align: center;"><u>7 0 人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1 4 0 人</u></td> </tr> <tr> <td>美 術 科</td> <td style="text-align: center;">7 0 人</td> <td style="text-align: center;">1 4 0 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（免許及び資格の取得）</p> <p><b>第 2 4 条</b> 教育職員免許状を得ようとする者は，前条に規定する卒業の要件を充足し，かつ，教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p>2 指定保育士養成施設卒業証明書を得ようとする者は，前条に規定する卒業の要件を充足し，かつ，児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する科目及び単位を修得しなければならない。ただし，指定保育士養成施設卒業証明書を受けることのできる者は，保育士養成施設の指定を受けた入学定員 1 0 0 人（収容定員 2 0 0 人）とする。</p> <p>3 秘書士資格認定証を得ようとする者は，前条に規定する卒業の要件を充足し，かつ，第 8 条第 3 項に規定する授業科目のうち，所定の科目及び単</p>	（学科・専攻）	（入学定員）	（収容定員）	幼児教育科	1 0 0 人	2 0 0 人	総合生活デザイン学科	<u>7 0 人</u>	<u>1 4 0 人</u>	美 術 科	7 0 人	1 4 0 人	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章</b> 学科，学生定員及び修業年限 （学科及び学生定員）</p> <p><b>第 2 条</b> 本学において設置する学科及びその学生定員は，次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">（学科・専攻）</th> <th style="text-align: center;">（入学定員）</th> <th style="text-align: center;">（収容定員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児教育科</td> <td style="text-align: center;">1 0 0 人</td> <td style="text-align: center;">2 0 0 人</td> </tr> <tr> <td>総合生活デザイン学科</td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 0 人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2 0 0 人</u></td> </tr> <tr> <td>美 術 科</td> <td style="text-align: center;">7 0 人</td> <td style="text-align: center;">1 4 0 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（免許及び資格の取得）</p> <p><b>第 2 4 条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	（学科・専攻）	（入学定員）	（収容定員）	幼児教育科	1 0 0 人	2 0 0 人	総合生活デザイン学科	<u>1 0 0 人</u>	<u>2 0 0 人</u>	美 術 科	7 0 人	1 4 0 人
（学科・専攻）	（入学定員）	（収容定員）																							
幼児教育科	1 0 0 人	2 0 0 人																							
総合生活デザイン学科	<u>7 0 人</u>	<u>1 4 0 人</u>																							
美 術 科	7 0 人	1 4 0 人																							
（学科・専攻）	（入学定員）	（収容定員）																							
幼児教育科	1 0 0 人	2 0 0 人																							
総合生活デザイン学科	<u>1 0 0 人</u>	<u>2 0 0 人</u>																							
美 術 科	7 0 人	1 4 0 人																							

改 正 案	現 行
<p>位を修得しなければならない。</p> <p>4 上級秘書士認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>5 フードコーディネーター資格認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p>6 本学の各学科において取得できる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(学科) (取得できる資格及び免許)</p> <p>幼児教育科 幼稚園教諭二種免許状 指定保育士養成施設卒業証明書</p> <p>総合生活デザイン学科 中学校教諭二種免許状 家庭 秘書士資格認定証 上級秘書士資格認定証</p> <p>(削る)</p> <p>フードコーディネーター3級資格認定証</p> <p>美術科 中学校教諭二種免許状 美術</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>観光実務士認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(学科) (取得できる資格及び免許)</p> <p>幼児教育科 幼稚園教諭二種免許状 指定保育士養成施設卒業証明書</p> <p>総合生活デザイン学科 中学校教諭二種免許状 家庭 秘書士資格認定証 上級秘書士資格認定証 <u>観光実務士資格認定証</u></p> <p>フードコーディネーター3級資格認定証</p> <p>美術科 中学校教諭二種免許状 美術</p>

(下線は改正部分)

## 改 正 案

別表1 (第8条関係)

学科に関する開設授業科目及びその単位数

学科	科目区分	授業科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
全学科	共通教育科目 比治山ベシク科目	スタートアップ 初年次セミナー	2		必修2単位	
		キャリア形成 キャリア形	キャリアデザイン入門	2		必修を含め2単位以上
			(削る)			
			インターンシップA		1	
			インターンシップB		2	
		日本語	日本語リテラシー	1		必修を含め1単位以上
			日本語表現		1	
			(削る)			
		外国語 コミュニケーションリテラシー	英語リテラシー	1		必修を含め1単位以上
			英語		1	
			(削る)			
			英会話Ⅰ		1	
			英会話Ⅱ		1	
			中国語Ⅰ		1	
			中国語Ⅱ		1	
			韓国語Ⅰ		1	
			韓国語Ⅱ		1	
			情報	情報リテラシー	1	
		(削る)				
		(削る)				
		データサイエンス入門			2	
		データサイエンス演習			2	
		プログラミング基礎			2	
		学際総合 教養教	人間と生命(比治山学)	2		必修を含め4単位以上
			ひろしま学		2	
			複合領域研究		4	

## 現 行

別表1 (第8条関係)

学科に関する開設授業科目及びその単位数

学科	科目区分	授業科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
全学科	共通教育科目 比治山ベシク科目	スタートアップ 初年次セミナー	2		必修2単位	
		キャリア形成 キャリア形	キャリアデザイン	2		必修を含め2単位以上
			キャリアデザイン演習		2	
			インターンシップA		1	
			インターンシップB		2	
		日本語	日本語リテラシー		1	必修を含め1単位以上
			日本語表現		1	
			日本語基礎		1	
		外国語 コミュニケーションリテラシー	英語リテラシー		1	必修を含め1単位以上
			英語Ⅰ		1	
			英語基礎Ⅰ		1	
			英会話Ⅰ		1	
			英会話Ⅱ		1	
			中国語Ⅰ		1	
			中国語Ⅱ		1	
			ハングルⅠ		1	
			ハングルⅡ		1	
			情報	情報リテラシー		
		文書デザイン演習			1	
		表計算演習			1	
		データサイエンス入門			2	
		(新設)				
		プログラミング基礎			2	
		(新設) (新)	(区分変更)			(新設)
			(区分変更)			
			(新設)			

育 科 目	教 養 科 目	言語学		2
		文学		2
		歴史学		2
		哲学		2
		芸術学		2
		教育学		2
		経営学		2
		社会学		2
		観光学		2
		心理学		2
		保健学		2
		生理学		2
		栄養学		2
		資 格 関 係 科 目	日本国憲法	
ウエルネス論			2	
スポーツ			1	
(削 る)	(削 る)	(区分変更)		(削る)
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		
		(削る)		

設 置	(新 設)	(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
(新 設)	(区分変更)				
	(区分変更)				
	(区分変更)				
教 養 科 目	人 間	人間と生命	2	4単位以上選択必修	
		こころの科学A	2		
		こころの科学B	2		
		こころの健康A	2		
		こころの健康B	2		
		人間の発達A	2		
		人間の発達B	2		
		からだを科学する	2		
		食事と健康	2		
		ウエルネス論	2		
		スポーツA	1		
		スポーツB	1		
		現 代 の 文 化	現代の文化		2
			子どもの文化		2
日本の文学を読む	2				
世界の文学を読む	2				
ことばの世界	2				
美術の世界	2				

(削る)	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
(削る)	(区分変更)		
	(削る)		
	(区分変更)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
	(削る)		
合計		11	52

文化	音楽の世界		2
	日本の映画を観る		2
	世界の映画を観る		2
	くらしの数学		2
	文芸への誘い		2
	美術を体験する		2
	地域文化を体験するA		2
	地域文化を体験するB		2
社会(地域・国際)	ひろしま学A		2
	ひろしま学B		2
	日本国憲法		2
	人権を考える		2
	ボランティアワークⅠ		2
	ボランティアワークⅡ		2
	異文化を知る		2
	世界と日本A		2
	世界と日本B		2
	地球環境を考えるA		2
	地球環境を考えるB		2
Hi jiyama Global Studies 海外実習		2	
合計		7	95

改 正 案

現 行

別表 1 (第8条関係)

別表 1 (第8条関係)

学科に関する開設授業科目及びその単位数

学科に関する開設授業科目及びその単位数

学 科	領 域 分 野	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考	
			必 修	選 択		
総 合 生 活 デ ザ イ ン 学 科	ゼミナール	(削る)				
		総合生活デザイン演習Ⅰ	2			
		総合生活デザイン演習Ⅱ	2			
		総合生活デザイン演習Ⅲ	2			
	(削る)	(領域分野変更, 科目名称変更)				
		(領域分野変更, 科目名称変更)				
	生 活	メイクアップ演習		1		
		パーソナルカラー演習		1		
		ネイルアート演習		1		
		ライフプラン		2		
		保育学			2	
		生活経営学		2		
		人間関係論(含家族関係)			2	
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
	(削る)	(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
	キャリア	秘書実務		2		
		プレゼンテーション		2		
		(並び順変更)				
		ビジネス実務基礎		2		
		秘書学入門		2		
		接遇演習			2	
		秘書総合演習			2	
		おもてなし論			2	
		簿記入門			2	
医療事務Ⅰ				2		
医療事務Ⅱ				2		
医療事務Ⅲ				1		
(並び順変更)						
(並び順変更)						
(領域分野変更)						
検定トライアル			2			

専門教育科目

共通専門科目

学 科	領 域 分 野	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考	
			必 修	選 択		
総 合 生 活 デ ザ イ ン 学 科	総合生活デザイン	総合生活デザイン		2		
		総合生活デザイン演習Ⅰ		2		
		総合生活デザイン演習Ⅱ		2		
		総合生活デザイン演習Ⅲ		2		
	生活達人チャレンジプログラム	生活達人チャレンジプログラムⅠ			1	
		生活達人チャレンジプログラムⅡ			1	
	生 活	(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		衣生活論			2	
		食生活論			2	
		住生活論			2	
		簿記入門			2	
		人 間	人間関係論(含家族関係)			2
	保育学				2	
	医療事務Ⅰ				2	
	医療事務Ⅱ				2	
	医療事務Ⅲ			1		
	キャリア	秘書実務		2		
		(並び順変更)				
		秘書学入門		2		
		(並び順変更)				
		(並び順変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
		(領域分野変更)				
(領域分野変更)						
(領域分野変更)						
(領域分野変更)						
プレゼンテーション				2		
ビジネス実務基礎			2			
生活経営学			2			
生活創造実践演習			2			

共通専門科目

専門教育科目



選択専門科		チャレンジプログラムⅠ(就業体験)		1	
		チャレンジプログラムⅡ(ボランティア)		1	
	(削る)	(領域分野変更)			
		(領域分野変更)			
		(削る)			
		(領域分野変更)			
	(削る)	(削る)			
		(削る)			
		(削る)			
		(削る)			
		(削る)			
		(領域分野変更)			
		(削る)			
	情報発信	ファッションビジネストレンド	2		
		フードビジネストレンド	2		
		インテリアビジネストレンド	2		
		社会調査	2		
		企画・マーケティング		2	
		SNSリテラシー	1		
		Webデザイン基礎		1	
		SNS情報発信演習		1	
		デジタル映像演習		1	
	衣の分野	(並び順変更)			
		(並び順変更)			
		ファッション造形実習		1	
		(削る)			
		(領域分野変更)			
衣生活論			2		
ファッションデザイン			2		
ファッションコーディネート			2		
ブライダル入門			2		
ブライダル概論			2		
(削る)					
ブライダル演習			2		
(削る)					
食の分野	(並び順変更)				
	(並び順変更)				
	(領域分野変更)				
	食生活実習		1		
	(削る)				
	(並び順変更)				
	栄養学		2		
	(削る)				

系列専門科目		(領域分野変更, 科目名称変更)				
		(領域分野変更, 科目名称変更)				
	上級秘書系列	秘書総合演習		2		
		接遇演習		2		
		社会行動と心理		2		
		社会調査		2		
		観光ビジネス系列	観光総論		2	
			観光実務		2	
			世界遺産		2	
			ひろしまの観光資源		2	
			旅行関連法規		2	
			観光英会話		2	
	おもてなし論			2		
	観光ビジネストレンド			2		
	(新設)	(領域分野変更, 必修に変更)				
		(領域分野変更, 必修に変更)				
		(領域分野変更, 必修に変更)				
		(領域分野変更, 必修に変更)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
	ファッション・ブライダル系列	ファッションデザイン		2		
		ファッションコーディネート		2		
		ファッション造形実習Ⅰ		1		
ファッション造形実習Ⅱ			1			
ファッションビジネストレンド			2			
(領域分野変更)						
(並び順変更)						
(並び順変更)						
ブライダル入門			2			
ブライダルⅠ			2			
ブライダルⅡ		2				
ブライダル演習Ⅰ		2				
ブライダル演習Ⅱ		2				
フード系列	フードデザイン		2			
	フードコーディネート		2			
	フードビジネストレンド		2			
	食生活実習Ⅰ		1			
	食生活実習Ⅱ		1			
	食品学		2			
	栄養学		2			
	製菓実習		2			

目	フードデザイン		2
	食生活論		2
	食品学		2
	フランス料理実習		2
	フードコーディネーター		2
住の分野	インテリアデザイン実習		1
	空間表現		2
	インテリアコーディネーター		2
	CAD演習		2
	住生活論		2
	住・インテリア計画		2
	(並び順変更)		
	住・インテリア設計製図		1
	(削る)		
	(削る)		
	(並び順変更)		
	(並び順変更)		
	(領域分野変更)		
	卒業研究	卒業研究	2
計		31	65

	(並び順変更)		
	(領域分野変更)		
	(並び順変更)		
	フランス料理実習		2
	(並び順変更)		
ハウスのインテリア系列	(並び順変更)		
	空間表現技法		2
	(並び順変更)		
	(並び順変更)		
	(領域分野変更)		
	住・インテリア計画		2
	CAD演習		2
	住・インテリア設計製図		1
	インテリアデザインⅠ		2
	インテリアデザインⅡ		2
	インテリアコーディネーター		2
	インテリアデザイン実習		1
	インテリアビジネストレンド		2
	卒業研究	卒業研究	2
計		22	93

改正案

現行

別表 3 (第23条関係)

卒業に必要な単位数

授業科目の区分 \ 学科	幼児教育科	総合生活デザイン学科	美術科
共通教育科目	13単位		
専門教育科目	40単位 (必修・選択)	必修29単位を含め 38単位	34単位
卒業研究・制作	2単位	2単位	2単位
合計	66単位	64単位	64単位

別表 3 (第23条関係)

卒業に必要な単位数

授業科目の区分 \ 学科	幼児教育科	総合生活デザイン学科	美術科
共通教育科目	12単位		
専門教育科目	40単位以上 (必修・選択)	必修20単位を含め 38単位	34単位
卒業研究・制作	2単位	2単位	2単位
合計	66単位	64単位	64単位

附 則 (令和5年3月23日改正)

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年度前の入学生については、改正後の第2条、第24条第5項、第24条第6項、別表1、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(改正理由)

- 18歳人口の動向、広島県内進学状況、総合生活デザイン学科の定員確保状況等を踏まえ、入学定員数及び収容定員数を削減し規模を適正化する。
- 令和6年度からの総合生活デザイン学科の教育課程の観光に関連する授業科目の削除に伴い、観光実務士認定証の取得を削除する。
- 教養教育科目については、「令和6年度カリキュラムに関する基本方針」に基づき、授業科目の精選・統合を行うと同時に、「主体的な学び」を推進させるPBL・探究的な学習などを取り入れた文理融合科目を導入するなど、学修者本位の教育を一層進めるように改正する。
- 総合生活デザイン学科の教育課程については、「令和6年度カリキュラムに関する基本方針」及び授業に対する学生の要望等を踏まえて、総合生活デザイン学科の教育目的とディプロマポリシーに一層適合するよう改正する。

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### (1) 学則変更(収容定員変更)の内容

本学の総合生活デザイン学科について、令和6年度に下記のとおり収容定員の変更を行う。総合生活デザイン学科の収容定員を変更することにより、短期大学部全体の入学定員は、270人から240人に、同じく収容定員は、540人から480人に減少する。

学科	入学定員	収容定員
総合生活デザイン学科	100→70(△30)	200→140(△60)
短期大学部 計	270→240(△30)	540→480(△60)

### (2) 学則変更(収容定員変更)の必要性

本学の総合生活デザイン学科は、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材の育成を目指し、昭和42年に家政科を開設以来およそ55年の長きにわたり、社会に貢献し、活躍できる人材を輩出している。

この度、入学定員削減を行うのは、18歳人口の動向、広島県内進学状況、本学の入学定員状況等、適切な財務運営を確立する必要があることから、また、教育研究の質の向上を図り、規模を適正化するために、令和6年度から総合生活デザイン学科の入学定員を30人削減することとする。

### (3) 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

#### (ア) 教育課程の変更内容について

##### 1 総合生活デザイン学科の専門教育科目の一部改編

学科を取り巻く地域・社会情勢、学科内でのSWOT分析結果、学科の在学生に対するアンケート(希望する授業科目)結果等を踏まえて、次のように学科の専門教育科目の教育課程の内容を改編することとする。

##### (1) 「観光」に関連する授業科目の廃止

・ 昨今の多様な観光の在り方の観点から、短期大学部の教育課程で1つの分野として観光を教授するには十分な科目編成ができなくなり、しかも、これらの科目については履修者数が少ないため、観光に関連する専門科目を廃止し、生活学(家政学)の主要領域である3つの分野(衣・食・住)に注力する。

##### (2) 学生アンケートの結果(美容系と金融・保険系の科目の要望)の反映

・ 学生の希望を受験生の希望と同等とみなして、共通専門科目の「生活」分野に、美容系の3科目(「メイクアップ演習」「パーソナルカラー演習」「ネイルアート演習」)を学生の興味・関心のある科目として開講し、卒業後の社会人としてのマナー・常識を指導す

る。

- ・ 金融・保険系については、共通専門科目の「生活」分野に、「ライフプラン」という科目を開講し、その科目でライフステージをベースにして金融・保険について教授する。

#### (3) 地域・社会のニーズへの対応

- ・ 昨今の社会情勢を鑑みて、共通専門科目の「生活」分野に加えて、「キャリア」分野と「情報発信」分野を設置し、本学科の共通分野としてすべての学生に学修を促す。

- ・ 秘書系科目を共通専門科目の「キャリア」分野として設置し、すべての学生に対して社会人への意識転換から職業人としての自覚を促す。さらに、「チャレンジプログラムⅠ」(就業体験)「チャレンジプログラムⅡ」(ボランティア)等を加えて、サンドイッチ式授業(実習と事前事後の指導)を行い、地域社会との接続意識を高める。

- ・ 「情報発信」分野では、デジタル人材育成を見据えて、情報発信を得意とする人材を育成する。そのために「SNS リテラシー」「Web デザイン基礎」等の発信技術系の科目と「社会調査」「企画・マーケティング」等のコンテンツ系の科目を開講する。

#### (4) その他

- ・ ディプロマ・ポリシーの効果的・効率的な達成のために、授業科目の精選・統合と主要授業科目の指定を行うが、本学科が養成する人材像やディプロマ・ポリシーに変更はない。なお、令和6年4月以降の本学科のカリキュラム・ポリシーにおいても、語句の修正を要するものについて、所要の整理を行うがカリキュラム・ポリシーの趣旨に変更はない。

※ なお、全学共通科目や併設大学・短期大学部の他学科に影響を与える授業科目等はない。

## 2 短期大学部の共通教育科目の一部改編

社会の動向に基づき中央教育審議会、文部科学省が示す高等教育のあり方を踏まえ、授業科目の精選・統合を行いつつも、学修者本位の教育、「主体的な学び」を推進させる PBL (課題型解決)・探究的な学習などの手法を取り入れた科目による文理融合の共通教育科目に改編する。

### (1) 学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高める教育

- ・ 「データサイエンス入門」等の情報区分の科目については、内閣府の示す Society5.0 などにに基づき、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成する。

### (2) 文理融合の教養教育科目

- ・ 学際総合科目において、「人間と生命(比治山学)」や「ひろしま学」で建学の精神、地域文化を学ぶことに加え、新設科目の「複合領域研究」では、科学、情報学、英語、芸術、数学の分野に関連する教材を使って複合的に学び、PBL 学習の形態で実施する。

・ 教養科目において、教養教育に必要な学問分野を精選し、文理を横断する教養教育科目により学修者本位の教育を促す。

以上により、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材を育成するという教育目的に変更はなく、変更前の内容と比較して、同等以上の内容が担保されている。

#### (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について

積極戦略・差別化戦略「入学後、社会人への意識転換から職業人としての自覚」を促す教育を行うこととし、具体的には次のとおりである。

##### (1) アクティブ・ラーニングの継続的な促進

・本学独自の汎用的能力(4×3の比治山力)の育成に継続的に努めるとともに、PBL・探究学習を取り入れることで「考え抜く力」の向上を図る。

##### (2) より効果的な教育方法の導入

・「チャレンジプログラムⅠ」(就業体験)「チャレンジプログラムⅡ」(ボランティア)等の教育方法としてサンドイッチ式授業(実習と事前事後の指導)を行い、学修効果を高める。

・ゼミナール(総合生活デザイン演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)や卒業研究でも同様のサンドイッチ式授業を含める。

・カリキュラムマップで、「基礎⇒専門⇒発展」という学修の流れを可視化して、さらに、段階的・効果的に学修できるようにする。

##### (3) 履修指導方法の変更

・共通専門科目の「キャリア」「情報発信」分野及び選択専門科目の「衣の分野」「食の分野」「住の分野」に、ゼミナールを担当する専任教員を配置する。ゼミナールへの配属にあたっては、1年次前期の「初年次セミナー」等で十分に説明・紹介し、分野横断的な学びも含めて、学生一人一人の学びの方向(履修モデル)を確立する。そして、それに基づき、調整しながらも学修における成長感・満足度を高める。

以上により、変更前の内容と比較して、同等以上の内容が担保されている。

※ なお、全学共通科目や併設大学・短期大学部の他学科に影響を与えることはない。

(ウ) 教員組織の変更内容について

入学定員数を 100 名から 70 名に減少することにより、短期大学設置基準上の専任教員定員数を 5 名とする。

共通専門科目の「キャリア」「情報発信」の分野，及び選択専門科目の「衣の分野」「食の分野」「住の分野」に，それぞれ，主要授業科目の担当を含めた専任教員を配置することで，今後もきめ細かな教育・指導を行う。

S/T 比率は表のとおりであり，わずかに改善する。

以上により，変更前の内容と比較して，同等以上の内容が担保されている。

S/T 比率

	変更前	変更後
収容定員数	200	140
専任教員数	7	5
S/T 比率	28.6	28.0

※ なお，全学共通科目や併設大学・短期大学部の他学科に影響を与えることはない。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容について

施設・設備の内容については，併設大学との共用も含めて変更はなく，教育研究を行うのに十分な施設・設備，図書等を備えている。今後もさらに充実した修学環境の整備に努める。



## 学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

### 【目次】

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	
ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析……………	2
イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析……………	2
ウ 新設学科等の趣旨目的，教育内容，定員設定等……………	2
エ 学生確保の見通し……………	3
A. 学生確保の見通しの調査結果……………	3
B. 新設学部等の分野の動向……………	4
C. 中長期的な18歳人口の全国的，地域的動向等……………	4
D. 競合校の状況……………	4
E. 既設学部等の学生確保の状況……………	5
F. その他，申請者において検討・分析した事項……………	5
オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果……………	5
(2) 人材需要の動向等社会の要請	
① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）……………	6
② 上記①が社会的，地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの 客観的な根拠……………	6

## (1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

### ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

比治山大学短期大学部総合生活デザイン学科の現状として、過去5年間の志願者数・入学者数・入学定員充足率の推移、収容定員充足率の推移、オープンキャンパスの参加人数及び入学者数の推移について示す。

【資料1】に示すとおり、総合生活デザイン学科入学定員充足率は令和3年度まで70～80%で推移していたが、令和4年度は59%、令和5年度は48%に低下した。【資料2】に示すとおり総合生活デザイン学科収容定員充足率は令和3年度まで75%以上で推移していたが、令和4年度は69%、令和5年度は55%に低下した。この現状から、志願者数の増加と入学者確保を課題として認識し、調査結果や学内外の動向を検討し、学生確保のための改善方策が必要であると分析した。

【資料3】に示すオープンキャンパス（総合生活デザイン学科プログラム）の参加人数と入学者数について、令和元年度から令和4年度までのオープンキャンパスは新型コロナウイルスの影響により、開催回数や内容・方法が異なっているため密接な関連性をみることはできないが、オープンキャンパスが入学につながっていない可能性があることを認識し、広報戦略が必要であると分析した。

### イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

【資料4】の広島県高卒者進学状況に示すとおり、平成12年度から令和4年度までに広島県の高卒者は26.4%減少している。平成12年度から令和4年度までの大学等の進学者の減少率が11.0%に対し、広島県内の短期大学への入学者の減少率は76.5%で、この20年余りで大幅に減少している。

【資料5】の過去5か年における広島県の短期大学学科数、志願倍率、入学定員充足率に示すとおり、令和4年度の広島県の短期大学の学科は10学科設置されており、広島県の短期大学志願倍率は平成30年度から令和3年度は1.00倍を上回っていたが、令和4年度は0.97倍で1.00倍を下回り、入学定員充足率は82.66%で定員を充足していない。

【資料6】の短期大学進学率の都道府県別順位に示すとおり、令和4年3月時点の広島県の短期大学進学率は全国43位となっている。広島県は全国的にみて短期大学への進学ニーズが低い地域で、短期大学の定員充足は厳しい状況が続いていると認識している。この現状から、入学定員の適正化が必要であると分析した。

### ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

比治山大学短期大学部は、地域のニーズに応える職業人を育成することをミッション

として掲げている。総合生活デザイン学科は、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材を育成することを目的としている。

【資料7】の比治山大学短期大学部の広島県出身の入学者数に示すとおり、本学は、県内の高校からの入学者が多く、令和4年度の入学者は84%、令和5年度の入学者は84%で、毎年80%を超えている。また、【資料8】に比治山大学短期大学部の広島県就職者数に示すとおり、広島県を所在地とする就職先への卒業生の就職内定者は、令和3年度の卒業生は89%、令和4年度の卒業生は81%で、毎年80%を超えており、本学は県内出身者が県内の企業に就職する、地域と密着した短期大学である。

【資料9】の2021(令和3年度)就職先企業アンケート調査結果「企業が新入社員に求めるスキル」に示すとおり、令和3年度に本学の大学及び短期大学の卒業生が就職した企業にアンケートを実施し、回答があった92社(回収率50.3%)によると、新入社員に求めるスキルの上位3つは「自分とは異なる意見にも、耳を傾けることができる」「課題解決に向けて、まわりの人と意見をやりとりすることができる」「チームに貢献できるような行動をとることができる」スキルであった。

地域の企業が求めるスキルを育成する教育内容とするため、総合生活デザイン学科の教育課程の見直しを行い、社会人への意識転換を行う基礎教育としてキャリア分野を設置し、短大生としての傾聴・受信力、コミュニケーション力、チームワーク力を身に付けさせるため、より実践的な科目としてPBL・探究学習、学科独自の就業体験やボランティア科目を取り入れた。総合生活デザイン学科は、社会で活躍できる「生きる力」を備え、地域に求められる人材を育成し貢献していく。

18歳人口や県内の短期大学入学者数が減少傾向であること、適切な財務運営を確立する必要があることから、令和6年度から総合生活デザイン学科の入学定員を減員し、入学定員充足率の適正化を図ることとした。【資料1】に示すとおり、総合生活デザイン学科入学者は令和元年度から令和3年度まで70名～80名で推移していた。令和4年度は59名、令和5年度は48名で、総合生活デザイン学科の直近5年間の入学者平均は67名であることから、総合生活デザイン学科の入学定員を70名に設定した。

入学金・授業料等の学生納付金については、【資料10】の県内短期大学の学納金に示すとおり近隣大学と比較し、現行どおりとした。

## エ 学生確保の見通し

### A. 学生確保の見通しの調査結果

【資料9】に示す、本学の大学及び短期大学の卒業生が就職した企業へのアンケートの「2021(令和3年度)就職先企業アンケート調査結果」では、新入社員に求めるスキ

ルの上位（非常にあてはまる・あてはまるの比率）3つは「自分とは異なる意見にも、耳を傾けることができる」「課題解決に向けて、まわりの人と意見をやりとりすることができる」「チームに貢献できるような行動をとることができる」であった。

短期大学に期待していること、教育・学生生活支援サービス等に対する思いを明らかにするため新入生を対象として行っている、【資料11】に示す「新入生アンケート調査結果」の過去3年の入学動機の上位には、「学びたい学科やコース」「資格免許」が占め、本学の教育に対する関心の高さが伺える。また、【資料12】に示す在生学対し自由記述で実施した「在生学アンケート結果」では、学生のニーズを分析した。

3つの方針に基づき地域・社会のニーズに対応し、求められるスキルが育成できる教育、学生のニーズ調査をもとに高校生がみても魅力がある授業や資格を取り入れるなど、教育内容の充実により定員充足が可能と考える。

## B. 新設学部等の分野の動向

【資料13】の過去5か年における短期大学学科系統別の学科数、志願倍率、入学定員充足率に示すとおり、総合生活デザイン学科と同系統である家政系統の短期大学の令和4年度の志願倍率は1.09、入学定員充足率78.93%で、【資料5】に示す広島県の短期大学の志願倍率及び入学定員充足率状況と同様に、家政系統も厳しい状況となっているが、新しい教育内容や広報活動により志願者を増やしていく。

## C. 中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向等

【資料14】の18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移に示すとおり、令和元年度の18歳人口の117万人のうち、大学入学者は63万人で全体的にみるとわずかではあるが増加している。短期大学の入学者数は5万人で年々減少している。大学・短期大学への進学率は全体で58.1%、うち大学は53.7%で短期大学は4.4%となっている。

【資料15】の広島県の高卒者及び短期大学進学・入学者数に示すとおり、広島県内短期大学の入学者をみても、平成29年度は858名、令和4年度は653名で約24%減少している。全国及び地域の短期大学の動向を踏まえ、総合生活デザイン学科の入学定員を適正化し、入学定員充足を図る。

## D. 競合校の状況

県内の短期大学で立地が近隣であること、同系列の分野があり教育内容が類似していることを踏まえ競合校を抽出した。競合校との入学状況の比較においては、

【資料16】の本学と競合校の家政系学科との入学者推移に示すとおり、令和2年度以降、競合校の入学者数が増加しており、令和4年度には入学者数の差が開いた。競合校の状況を調査したうえで、本学教育課程に、地域・社会のニーズや学生のニーズを反映させ特色ある教育を行う。

## E. 既設学部等の学生確保の状況

本学は、総合生活デザイン学科の他、幼児教育科と美術科があり、【資料17】の比治山大学短期大学部の既設学科の入学定員充足率、【資料18】の比治山大学短期大学部の既設学科の収容定員充足率に示すとおり、幼児教育科の直近5年間の入学定員充足率及び収容定員充足率の平均は90%を超えている。美術科の直近5年間の平均で入学定員及び収容定員は充足している状況である。短期大学としての魅力や総合生活デザイン学科の新しい教育内容を広報することにより、既設学科と同様に定員の充足を図っていく。

## F. その他、申請者において検討・分析した事項

該当なし。

## オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

【資料9】の「2021（令和3年度）就職先企業アンケート調査結果」による地域・社会のニーズに対応するため、【資料11】の「新入生アンケート調査結果」及び【資料12】の「在学生アンケート結果」から学生のニーズにもとづき受験生にも興味・関心がある授業を開講するため、令和6年度に向けて、教育課程を改編し、充実する。主要科目の設定、PBL・探究学習の設定、文理融合科目の新設、学科独自の就業体験等により、地域の企業から求められるスキルである傾聴・受信力、コミュニケーション力、チームワーク力をさらに身に付ける教育内容に改編する。また、秘書系科目を中心とする「キャリア」分野や情報発信を得意とする人材を育成するための「情報発信」分野の設置、生活と関連する金融や保険を学ぶ「ライフプラン」や美容系科目の新設、資格取得の見直しにより、高校生がみても魅力ある授業に教育課程を改編する。

なお、教育課程の改編を行うが、総合生活デザイン学科のディプロマ・ポリシーや養成する人材像に変更はない。また、カリキュラム・ポリシーの趣旨についても変更はないが、令和6年4月以降の総合生活デザイン学科のカリキュラム・ポリシーにおいて、語句の修正を要するものは所要の整理を行う。こうした教育内容の充実に加え、広報活動の充実により定員を確保する効果があると考えます。

〈教育課程の主な改編〉

- ① 主要授業科目として「生活経営学」「ビジネス実務基礎」「社会調査」など8科目を設定し、ディプロマ・ポリシー達成に向けた体系的な教育課程に改編。
- ② PBL・探究学習やサンドイッチ式（実習と事前事後の指導）の授業形態を設定し、学習効果を高める。

- ③ 文理融合科目として「複合領域研究」等の幅広い分野を総合的に学ぶ科目を新設。
- ④ 学生のニーズに対応した、金融や保険を学ぶ「ライフプラン」の科目や「メイクアップ演習」「パーソナルカラー演習」等の美容系科目を導入。
- ⑤ 学科の授業区分をキャリア・ビジネス関連科目で構成する共通専門科目と衣食住関連科目で構成する選択専門科目に再配置。
- ⑥ 社会との接続科目として学科独自の就業体験やボランティアを行う「チャレンジプログラム」を設定。

#### 〈広報活動〉

広報活動については、オープンキャンパス、教員対象入試説明会、進学説明会、模擬授業等の広報活動に加え、令和4年度からの新たな取り組みである、合格者向けのパンフレットの配布、生徒が授業風景や学生生活を見ることが出来るオープンキャンパスの開催（本学授業日の11月祝日実施）を継続する。オープンキャンパスプログラムは学生のニーズ調査により、各分野や学生生活がわかる内容に充実する。また、過去数年間の出願状況と各高校の動向を分析した結果、高校との関係強化を図り、新たな入試広報計画である重点校戦略の展開により、定員を確保する効果があると考えます。

## (2)人材需要の動向等社会の要請

### ① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学は、「『悠久不滅の生命の理想に向かって精進する』人間を育成する」を建学の精神とし、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、悠久不滅の生命の理想に向かって精進する豊かな人類愛と科学的知性を備えた人間を育成することを目的としている。

また、総合生活デザイン学科は、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材を育成することを目的としている。「衣・食・住」を中心とした暮らしに関わる総合的な学び、地域・社会のニーズに適応した科目の学び、専門的知識・技能を身に付けるための資格・検定の取得、就業体験やボランティアなど実践的学修による職業人の育成を推進している。

### ② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

【資料19】の比治山大学短期大学部の卒業生就職内定状況、【資料20】の総合生活デザイン学科の卒業生就職内定状況に示すとおり、直近5年の就職希望者に対する内定率は、短期大学部全体では毎年95%前後、総合生活デザイン学科も毎年90%前後の高い就職率となっている。【資料21】の比治山大学短期大学部への求人数に示すとおり、定員を超える求

人があることから，総合生活デザイン学科の養成する人材については，社会的，地域的な人材需要の動向に対応していると考ええる。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

### 【目次】

【資料1】 総合生活デザイン学科入学定員充足率	2
【資料2】 総合生活デザイン学科収容定員充足率	2
【資料3】 オープンキャンパス（総合生活デザイン学科プログラム）の参加 人数と入学者数	2
【資料4】 広島県高卒者進学状況	3
【資料5】 過去5か年における広島県の短期大学学科数，志願倍率， 入学定員充足率	3
【資料6】 短期大学進学率の都道府県別順位（令和4年3月）	4
【資料7】 比治山大学短期大学部の広島県出身の入学者数	5
【資料8】 比治山大学短期大学部の広島県就職者数	5
【資料9】 2021（令和3年度）就職先企業アンケート調査結果 「企業が新入社員に求めるスキル」	6
【資料10】 県内短期大学の学納金	7
【資料11】 新入生アンケート調査結果「入学動機」	7
【資料12】 在学生アンケート結果「学びたいこと・チャレンジしたいこと」	8
【資料13】 過去5か年における短期大学学科系統別の学科数，志願倍率， 入学定員充足率	8
【資料14】 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移	9
【資料15】 広島県の高卒者及び短期大学進学・入学者数	9
【資料16】 本学と競合校の家政系学科との入学者推移	10
【資料17】 比治山大学短期大学部の既設学科の入学定員充足率	10
【資料18】 比治山大学短期大学部の既設学科の収容定員充足率	10
【資料19】 比治山大学短期大学部の卒業者就職内定状況	11
【資料20】 総合生活デザイン学科の卒業者就職内定状況	11
【資料21】 比治山大学短期大学部への求人数	11



【資料1】総合生活デザイン学科入学定員充足率

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
志願者数	99	90	93	71	55	82
合格者数	95	89	90	69	54	79
入学者数	73	76	80	59	48	67
入学定員数	100	100	100	100	100	—
入学定員充足率	73%	76%	80%	59%	48%	67%

※小数第1位四捨五入

(本学調査)

【資料2】総合生活デザイン学科収容定員充足率

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
学生数	153	149	154	137	110	141
収容定員数	200	200	200	200	200	—
収容定員充足率	77%	75%	77%	69%	55%	71%

※小数第1位四捨五入

(本学調査)

【資料3】オープンキャンパス（総合生活デザイン学科プログラム）の参加人数と入学者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
オープンキャンパスの総合生活デザイン学科プログラムに参加した高校3年生の人数	99	74	118	70



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合生活デザイン学科入学者数	76	80	59	48

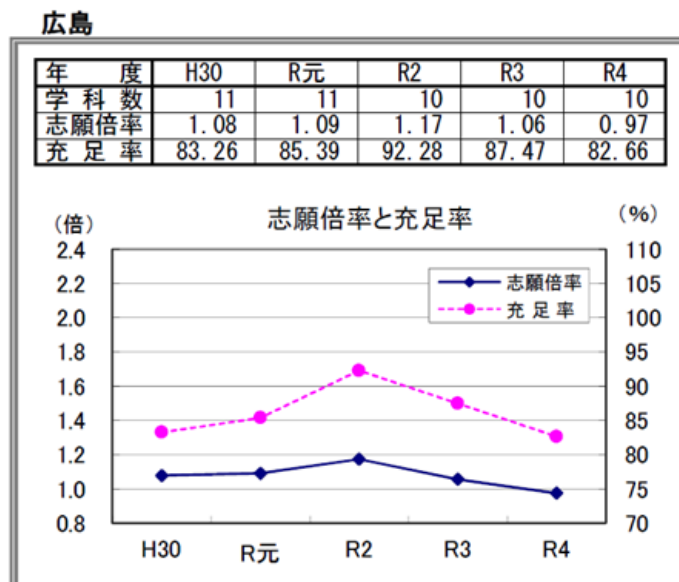
(本学調査)

【資料4】 広島県高卒者進学状況

年度	高卒者 (人)	平成12 (2000) からの減少 率 (%)	大学等進 学者 (人)	平成12 (2000) からの減少 率 (%)	短大進学者数				
					広島県出 身者の県 内短大進 学者 (人)	広島県出 身者の県 外短大進 学者 (人)	広島県以 外からの 県内短大 進学者 (人)	広島県内 短大の入 学者 (人)	平成12 (2000) からの減少 率 (%)
平成12 (2000)	30,151	—	15,924	—	2,127	1,210	656	2,783	—
平成17 (2005)	27,315	-9.4	15,040	-5.6	1,378	852	372	1,750	-37.1
平成22 (2010)	23,777	-21.1	14,267	-10.4	1,086	428	335	1,421	-48.9
平成27 (2015)	23,758	-21.2	14,263	-10.4	867	367	222	1,089	-60.9
平成28 (2016)	23,468	-22.2	14,069	-11.6	687	373	184	871	-68.7
平成29 (2017)	23,780	-21.1	14,442	-9.3	681	359	177	858	-69.2
平成30 (2018)	23,225	-23.0	14,085	-11.5	567	336	199	766	-72.5
令和1 (2019)	23,238	-22.9	14,092	-11.5	579	232	181	760	-72.7
令和2 (2020)	23,247	-22.9	14,262	-10.4	601	276	128	729	-73.8
令和3 (2021)	22,463	-25.5	13,887	-12.8	538	222	153	691	-75.2
令和4 (2022)	22,196	-26.4	14,168	-11.0	521	207	132	653	-76.5

(出典：学校基本調査)

【資料5】 過去5か年における広島県の短期大学学科数，志願倍率，入学定員充足率



(出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和4年度私立大学・短期大学等入学志願動向」)

【資料6】短期大学進学率の都道府県別順位（令和4年3月）

順位	県名	大学等進学者	短期大学(本科)進学者	進学率
1	大分県	4747	682	14.4%
2	鹿児島県	6405	896	14.0%
3	鳥取県	2252	310	13.8%
4	秋田県	3407	466	13.7%
5	長野県	9296	1220	13.1%
6	富山県	4814	585	12.2%
7	福島県	7444	811	10.9%
8	岩手県	4675	491	10.5%
9	山口県	4674	490	10.5%
10	山形県	4450	462	10.4%
11	岐阜県	10003	971	9.7%
12	石川県	6023	579	9.6%
13	青森県	5383	497	9.2%
14	宮崎県	4328	395	9.1%
15	佐賀県	3476	314	9.0%
16	長崎県	5521	484	8.8%
17	三重県	7837	659	8.4%
18	福岡県	22797	1834	8.0%
19	滋賀県	7196	572	7.9%
20	宮城県	9947	787	7.9%
21	島根県	2730	214	7.8%
22	愛媛県	5884	455	7.7%
23	香川県	4556	348	7.6%
24	和歌山県	4377	333	7.6%
25	岡山県	8940	676	7.6%
26	福井県	4013	303	7.6%
27	群馬県	9160	688	7.5%
28	新潟県	8750	646	7.4%
29	山梨県	4513	333	7.4%
30	北海道	19204	1414	7.4%
31	栃木県	8967	657	7.3%
32	沖縄県	6160	445	7.2%
33	高知県	2968	212	7.1%
34	熊本県	6899	465	6.7%
35	奈良県	6935	463	6.7%
36	大阪府	45305	2929	6.5%
37	静岡県	16818	994	5.9%
38	徳島県	3319	196	5.9%
39	埼玉県	34244	1964	5.7%
40	京都府	15568	824	5.3%
41	兵庫県	28004	1390	5.0%
42	愛知県	37597	1798	4.8%
43	広島県	14168	663	4.7%
44	千葉県	28763	1318	4.6%
45	神奈川県	42779	1856	4.3%
46	茨城県	13068	528	4.0%
47	東京都	70555	1636	2.3%
計		588919	37253	6.3%

（出典：学校基本調査）

【資料7】比治山大学短期大学部の広島県出身の入学者数

	令和元年度 入学者	令和2年度 入学者	令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者
入学者数	233	245	241	238	195
広島県の高校 出身者	204	208	199	201	163
広島県出身率	88%	85%	83%	84%	84%

(本学調査)

【資料8】比治山大学短期大学部の広島県就職者数

	平成30年度 卒業者	令和元年度 卒業者	令和2年度 卒業者	令和3年度 卒業者	令和4年度 卒業者
就職内定者数	186	184	158	176	162
広島県就職者 数	167	157	145	157	131
広島県就職率	90%	85%	92%	89%	81%

(本学調査)

【資料9】

2021(令和3年度)就職先企業アンケート調査結果「企業が新入社員に求めるスキル」

	非常にあ てはまる (%)	あてはまる (%)	ややあて はまる (%)	あまりあて はまらない (%)	あてはま らない (%)	全くあては まらない (%)
課題に取り組むために、必要な情報を自分で集めることができる	18.4	46.0	34.5	1.1	0.0	0.0
集めた情報に基づいて、論理的に考えることができる	16.1	48.3	32.2	3.4	0.0	0.0
自分の興味関心に基づいて、課題やテーマを設定することができる	8.0	52.9	33.3	4.6	1.1	0.0
課題に取り組む際に、いろいろなアイデアを考え出すことができる	27.6	43.7	24.1	4.6	0.0	0.0
課題解決に向けて、見通しを持った企画・計画を立てることができる	25.3	44.8	26.4	2.3	1.1	0.0
自分とは異なる意見にも、耳を傾けることができる	47.1	40.2	12.6	0.0	0.0	0.0
課題解決に向けて、まわりの人と意見をやりとりすることができる	47.1	40.2	11.5	1.1	0.0	0.0
チームに貢献できるような行動をとることができる	57.5	32.2	10.3	0.0	0.0	0.0
他者との意見交換から、自分の意見の正しいところと間違っているところを振り返って把握することができる	33.3	50.6	16.1	0.0	0.0	0.0
自分やチームのアイデアを、レポートや作品などの形として表現することができる	8.0	43.7	42.5	4.6	1.1	0.0
効果的な表現方法でプレゼンテーションをすることができる	11.5	36.8	43.7	5.7	2.3	0.0
自分で気づいて発見した社会や地域の課題について、解決に向けて取り組むことができる	14.9	42.5	29.9	10.3	2.3	0.0

(本学調査)

【資料10】 県内短期大学の学納金

県内私立 短期大学	学科	入学金 (入学時)	授業料 (年額)	施設設備・維 持費(年額)	実験実習費 (年額)	初年次合計	2年間の総合計
安田女子 短期大学	保育科	90,000	860,000	200,000	—	1,150,000	2,210,000
広島文化 学園短期 大学	コミュニティ生活学科	250,000	650,000	200,000	50,000	1,150,000	2,050,000
	食物栄養学科	250,000	650,000	200,000	50,000	1,150,000	2,050,000
	保育学科	250,000	650,000	200,000	50,000	1,150,000	2,050,000
山陽女子 短期大学	人間生活学科 医療事務ビジネスコース	270,000	620,000	230,000	67,000	1,187,000	2,104,000
	人間生活学科 人間心理コース	270,000	620,000	230,000	46,000	1,166,000	2,062,000
	食物栄養学科 栄養管理コース	270,000	620,000	230,000	77,000	1,197,000	2,124,000
	食物栄養学科 栄養調理コース	270,000	620,000	230,000	108,000	1,228,000	2,186,000
	臨床検査学科	270,000	620,000	230,000	365,000	1,485,000	2,700,000
	総合生活デザイン学科	230,000	750,000	200,000	—	1,180,000	2,130,000
比治山大 学短期大 学部	幼児教育科	230,000	750,000	200,000	—	1,180,000	2,130,000
	美術科	230,000	850,000	200,000	—	1,280,000	2,330,000

※諸費、委託徴収費等のぞく

(本学調査 参考：各短期大学のHP)

【資料11】 新入生アンケート調査結果「入学動機」

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学動機 第1位	理由	学びたい学科やコースが ある	学びたい学科やコースが ある	資格や免許が取れる
	人数	67	73	51
	回答率	94%	96%	100%
入学動機 第2位	理由	資格や免許が取れる	資格や免許が取れる	学びたい学科やコースが ある
	人数	67	73	50
	回答率	94%	96%	98%
入学動機 第3位	理由	授業が魅力的だから	授業が魅力的だから	学生生活が楽しそうだから
	人数	53	58	44
	回答率	75%	76%	86%

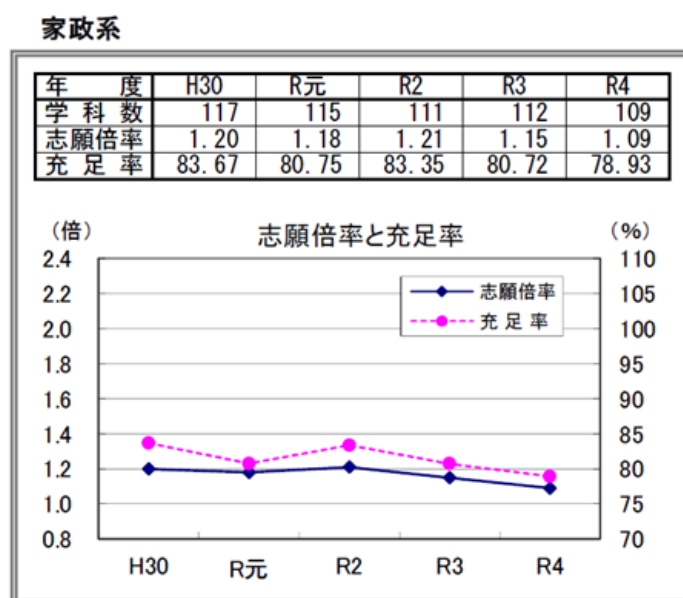
(本学調査)

【資料12】 在学生アンケート結果「学びたいこと・チャレンジしたいこと」

	1年生	2年生
自由記述で多かったキーワード	メイク・ヘア・カラー・パーソナル・ファッション・見学・実習・販売・マナー・企業・仕事・生活・パソコン・ビジネス・ブライダル・経営・社会等	お金・美容・保険・パソコン・メイク・実践・税金・カラー・パーソナル・ホームページ・言葉遣い・心理・人間・体・服

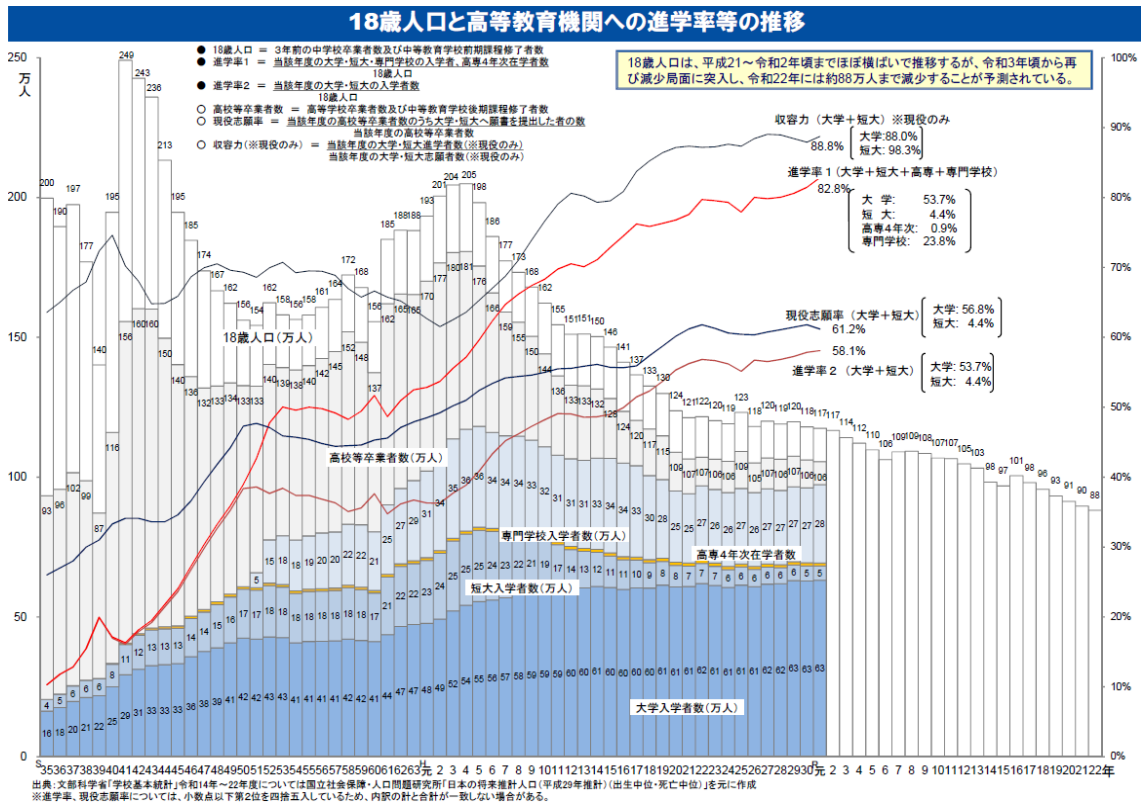
(本学調査)

【資料13】 過去5か年における短期大学学科系統別の学科数，志願倍率，入学定員充足率



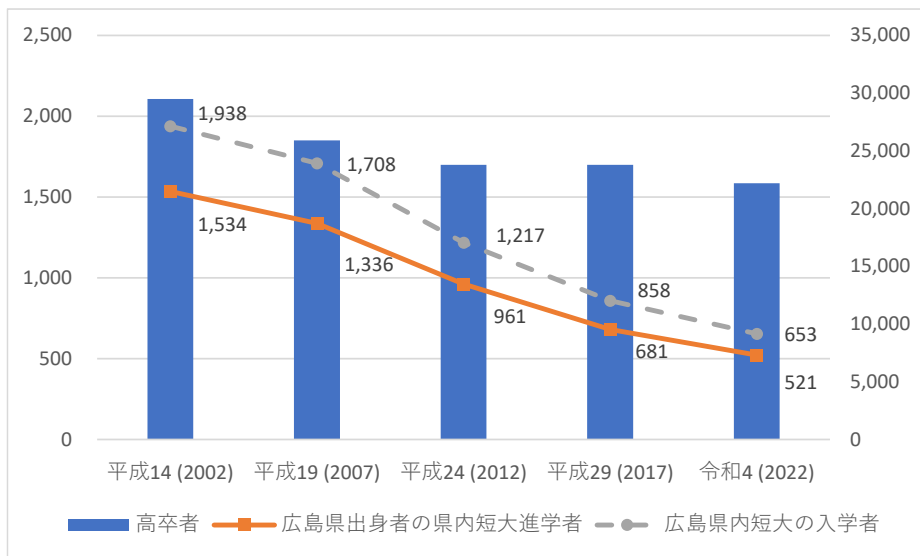
(出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和4年度私立大学・短期大学等入学志願動向」)

【資料14】18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



(出典：文部科学省)

【資料15】広島県の高卒者及び短期大学進学・入学者数



(出典：学校基本調査)



【資料16】 本学と競合校の家政系学科との入学者推移

	入学定員	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
総合生活デザイン学科	100	83	73	76	80	59
競合校 家政系学科	80	80	76	96	72	100

(本学調査)

【資料17】 比治山大学短期大学部の既設学科の入学定員充足率

	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	平均
幼 児 教 育 科	志願者数	103	125	105	106	89	106
	合格者数	98	108	99	101	82	98
	入学者数	92	97	92	97	77	91
	入学定員数	100	100	100	100	100	—
	入学定員充足率	92%	97%	92%	97%	77%	91%
美 術 科	志願者数	101	113	103	119	107	109
	合格者数	93	100	96	108	98	99
	入学者数	68	72	69	82	70	72
	入学定員数	70	70	70	70	70	—
	入学定員充足率	97%	103%	99%	117%	100%	103%

(本学調査)

【資料18】 比治山大学短期大学部の既設学科の収容定員充足率

	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	平均
幼 児 教 育 科	学生数	179	185	192	188	172	183
	収容定員数	200	200	200	200	200	—
	収容定員充足率	90%	93%	96%	94%	86%	92%
美 術 科	学生数	123	142	145	156	153	144
	収容定員数	140	140	140	140	140	—
	収容定員充足率	88%	101%	104%	111%	109%	103%

(本学調査)

【資料19】比治山大学短期大学部の卒業生就職内定状況

	平成30年度 卒業生	平成31年度 卒業生	令和2年度 卒業生	令和3年度 卒業生	令和4年度 卒業生
就職希望者に対する内定率	100.0%	98.9%	95.1%	96.9%	94.7%

※令和4年度卒業生の就職希望者に対する内定率は令和5年4月1日現在の数値

(本学調査)

【資料20】総合生活デザイン学科の卒業生就職内定状況

	平成30年度 卒業生	平成31年度 卒業生	令和2年度 卒業生	令和3年度 卒業生	令和4年度 卒業生
就職希望者に対する内定率	100.0%	98.6%	95.1%	98.2%	88.5%

※令和4年度卒業生の就職希望者に対する内定率は令和5年4月1日現在の数値

(本学調査)

【資料21】比治山大学短期大学部への求人数

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
求人数 (一般企業)	924人	903人	711人	534人	617人

(本学調査)

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ミヤタ マコト 宮谷 真人 <令和5年4月>		博士 (心理学)		比治山大学学長 比治山大学短期大学部学長 (令和5.4～令和9.3)